

3次元データ生成サービス サービス利用

入札申請関係書類

- ① 入札公告（写し）
- ② 入札説明書
- ③ 仕様書
- ④ 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書
- ⑤ 仕様確認申込書
- ⑥ 質問書
- ⑦ 入札書
- ⑧ 委任状
- ⑨ 見積書（入札不調時協議用）
- ⑩ 入札の注意事項
- ⑪ 提出書類の注意事項
- ⑫ 契約書（案）
- ⑬ 誓約書（2種類）
- ⑭ 誓約書（様式8）

○参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。

○入札書の押印廃止に伴い、入札会場にて顔写真付公的書類の提示をいただくことにより本人確認を行います。

○本人確認ができない場合には入札参加を認めませんのでご注意ください。

（下記のうち、どれか1つを持参ください）

- 1 運転免許証
- 2 運転経歴証明書（平成24年4月1日以降交付のもの）
- 3 旅券（パスポート）
- 4 個人番号カード（マイナンバーカード）
- 5 在留カード・特別永住証明書
- 6 官公庁が顔写真を貼付した各種福祉手帳（身体障害者手帳など）
- 7 その他官公庁から発行・発給された書類で、その官公庁が顔写真を貼付したもの

< 担当 >

兵庫県土木部技術企画課業務班 川端

〒650-8567

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

電話 (078) 341-7711 内線 4321

入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年3月3日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 調達内容

(1) 調達物品及び数量

3次元データ生成サービス サービス利用 1式

(2) 調達物品の特質等

調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。

(3) 納入期限

令和7年4月1日（火）

(4) 納入場所

兵庫県土木部技術企画課

(5) 入札方法

上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

(1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。

(3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

(1) 書面による入札

ア 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

兵庫県土木部技術企画課 担当 川端

電話 (078) 341-7711 内線4321 FAX (078) 362-4433

イ 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和7年3月3日（月）から同月7日（金）まで（兵庫県の休日を定める条例（平成元年兵庫県条例第15号）第2条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）

ウ 入札・開札の日時及び場所

令和7年3月14日（金）午後3時 兵庫県庁第1号館1階入札室

エ 入札書の提出期限

上記ウの入札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和7年3月3日（月）から同月7日（金）まで（持参の場合は県の休日を除く。）の毎日午前10時から午後4時まで（持参の場合は、正午から午後1時までを除く。）

イ 受付場所 前記3(1)に同じ。

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認申込書

(イ) 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

エ 提出方法 持参、郵送等又はFAXにより提出すること。

オ 確認の結果 令和7年3月12日（水）午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額（入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額）の100分の5以上の額の入札保証金の納入を求める場合がある。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参又は郵送等により行うこと。

イ 入札保証金を求める場合、所定の日時までに提出されていること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札金額が分明であること。

なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること。

キ 代理人が入札する場合は、入札開始までに委任状を入札執行者に届出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(ア) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(イ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、

ア、エ又はオに違反して無効となった者以外の者

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、仕様を満たさない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(6) 契約書作成の要否

要作成

(7) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

入札説明書

3次元データ生成サービス サービス利用 一式に係る一般競争入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
3次元データ生成サービス サービス利用 1式
- (2) 調達物品の規格、品質、性能等
仕様書のとおり
- (3) 調達物品の条件等
仕様書のとおり
- (4) 納入期限
令和7年4月1日（火）
- (5) 納入場所
兵庫県土木部技術企画課

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていることについて、契約担当者による確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札参加の申込み

- (1) 提出場所
兵庫県土木部技術企画課（兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1）
電話番号（078）341-7711（内線4321）

(2) 参加申込みの期間

令和7年3月3日(月)から同月7日(金)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出書類

ア 申込書を作成のうえ上記(1)に直接持参すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係入札参加資格審査結果通知書」の写しを申込書に添付すること。

(4) 入札参加資格の確認

ア 入札に参加できる者の確認基準日は、上記(2)の最終日とする。

イ 入札参加資格の有無については、提出のあった申込及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和7年3月12日(水)午後5時までに文書(一般競争入札参加資格確認通知書)により通知する。

そのため、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。返信用封筒には、110円切手を貼付し、返信先の住所を記載しておくこと。

(5) その他

ア 申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された申込書及び関係書類は、入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 申込書の提出期限日の翌日以降は、申込書及び関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認及び仕様書等に関する質問

(1) 入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

また、仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書(様式は任意。)を提出すること。

ア 受付期間

令和7年3月3日(月)から同月7日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前10時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)の間に提出すること。

イ 受付場所

兵庫県土木部技術企画課(兵庫県神戸市中央区下山手通5-10-1)

電話番号(078)341-7711(内線4321) F A X (078)362-4433

ウ 提出書類

(ア) 仕様確認

① 仕様確認申込書

② 仕様を満たしていることを確認できるカタログ等

(イ) 質問

様式は任意

エ 提出方法

持参により提出すること。

オ 確認の結果

令和7年3月12日(水)午後5時までに、入札者に通知する。

(2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、上記(1)オにより承認された物品で入札すること。

5 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

6 契約条項を示す場所及び日時

兵庫県土木部技術企画課

令和7年3月3日(月)から同月7日(金)まで(県の休日を除く。)の毎日午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

7 入札・開札の場所及び日時

(1) 場所 : 兵庫県庁第1号館1階入札室

(2) 日時 令和7年3月14日(金)午後3時

8 入札書の提出方法

入札書は参加申込書の代表者名欄に記入した者または権限を行使する者として届け出た者が作成し、入札日時に入札箱に投入すること。

9 入札書の作成方法

(1) 入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

(2) 入札書は所定の別紙様式によること。

(3) 入札書の記載に当たっては、次の点に留意すること。

ア 件名は、前記1(1)に示した件名とする。

イ 年月日は、入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあつては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

10 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金の納入を求める場合、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5以上の額を、令和7年3月13日(木)正午までに納付しなければならない。ただし、次の場合は入札保証金の納付を免除する。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証書を入札保証金に代えて提出するとき。

保険期間は本件入札の参加申込後で、令和7年3月13日(木)以前の任意の日を開始日とし、令和7年4月2日(月)以降の任意の日を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額(入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算して得た額)の100分の5未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

イ 国（公社・公団を含む。）、地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況その他の状況から、その者がその契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

この場合の納入実績の報告については、別紙「納入実績報告書」を前出3示した、期日までに提出することとし、入札参加の申込みと併せて契約担当者が審査を行い、免除の可否を前出4(4)イに併せて通知する。

(2) 契約保証金

契約保証金の納入を求める場合、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納付しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しその保険証書を契約保証金に代えて提出する場合、「誓約書（契約保証金の免除についての誓約書）」を提出する場合、契約金額が200万円以下の場合等は、契約保証金を免除する。

11 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち合わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

12 無効とする入札

- (1) 前記2の入札参加資格がない者のした入札、申込又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取り消す。

13 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

（注）予定価格には次の費用を含む。

- ① 入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
- ② 入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
- ③ 入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費

- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。

- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約による。

14 入札に関する条件

- (1) 入札は、所定の日時及び場所に持参、郵送等又は電子入札すること。
- (2) 入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）を求める場合、所定の日時までに提

出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が令和7年4月2日（月）までであること。

- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。
なお、代理人が入札をする場合は、入札書に代理人の記名があること（電子入札を除く）。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始まで入札執行者に届出すること。
なお、電子入札の場合は、事前に承認された代理人に限る。
- (8) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと（電子入札を除く）。
- (9) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者
 - イ 初度の入札において、(1)から(8)までの条件に違反し無効となった入札者のうち、(1)、(4)又は(5)に違反して無効となったもの以外の者

15 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不穏行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から7日以内に契約担当者に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情により7日以内に提出できない場合は、契約担当者の承認を得ること。
- (2) (1)の期間内に契約書を提出しないときは、落札はその効力を失うことになる。
- (3) 契約書は2通作成し、双方各1通保有する。
- (4) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- (5) 落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

17 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。

なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

18 その他注意事項

- (1) 申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- (2) 入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやしくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- (3) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）の趣旨を徹底し、暴力団排除を進めるため、契約者には、「ア 暴力団又は暴力団員に該当しないこと、イ 暴力団及び暴力団員と密接な関係に該当しないこと、ウ ア・イに該当することとなった場合は契約を解除し、違約金の請求等についても異議を述べないこと」を旨とする誓約書の提出を求めます。

19 調達事務担当部局

〒650—8567 兵庫県神戸市中央区下山手通 5—10—1
兵庫県土木部技術企画課（電話番号：(078)341—7711 内線 4321)

3次元データ生成サービス要求仕様書

令和7年3月

1 はじめに

本仕様書は、動画から3次元点群データ及びフォトグラメトリモデルを自動生成するサービス（以下、「3次元データ生成サービス」と言う。）における機能要件等を示すものである。

(1) 導入目的

兵庫県職員や委託者等が「360度カメラ」「スマートフォン」又は「ドローン」などを利用して撮影した動画データから、webアプリケーション内で自動的に点群データ及びフォトグラメトリモデル（以下、3次元データ）と言う。）を生成し、3次元データを活用した簡易測定及び資料作成を行うことで、業務改善を行うことを目的とする。

(2) 導入物件

受注者は、導入時に次の物件を納品すること。

- ・ 3次元データ生成サービスライセンス

(3) その他

本仕様書に記載されていない事項は、その都度、兵庫県と受注者双方で協議の上取り決めるものとする。

2 システム要求仕様

(1) 利用デバイス

Web アプリケーションは、次のデバイスで利用できること。

- ① 米国 Apple 社が提供する iOS を搭載するデバイス
- ② 米国 Google 社が提供する AndroidOS を搭載するデバイス
- ③ 米国 Microsoft 社が提供する Windows を搭載するデバイス

(2) 撮影機器

次の機器に関するキャリブレーション済みであること。その他機器で撮影された動画についても、アップロード可能であること。

- ① スマートフォン
京セラ社製 DIGNO BX2
- ② 360度カメラ
RICOH 社製 THETA SC2

(3) 利用ブラウザ

Web アプリケーションは、次のブラウザ上で動作すること。

- ① Microsoft Edge
- ② Google Chrome
- ③ safari

(4) 必要スペック

登録ユーザーライセンス数：制限なし

3次元データ生成数：制限なし

使用可能ストレージ容量：300GB 以上

(5) ログイン機能・ユーザー管理機能

ログイン方法は、登録されたユーザーID 及びパスワードによるログインとする。

閲覧のみできるユーザー（以下、「閲覧ユーザー」と言う。）、動画ファイルをアップロードできるユーザー（以下、「管理者ユーザー」と言う。）及び管理者ユーザーの権限の他、各ユーザーを登録できるユーザー（以下、「総括管理者ユーザー」と言う。）のユーザーを登録管理出来ること。

(6) アップロード機能、3次元データ生成機能

最大6GB までの撮影動画をアップロード出来ること。

キャリブレーション済みの撮影機器で撮影された動画は、編集せずに3次元データの生成まで行えること。

動画内で撮影されたAR マーカーを認識して、3次元データの座標を自動算出すること。

動画ファイルの他、次のデータがアップロードできること。

- ・点群データ (LAS)
- ・BIM/CIM モデル (FBX, IFC, DXF)

(7) 閲覧機能及び計測機能

生成された3次元データ又はアップロードした任意のBIM/CIMデータ並びに点群データ(以下「登録データ」という。)を3次元地理空間に配置出来ること。

登録データに正しい地理情報がある場合は、その地理情報に基づき配置すること。

登録データから(直線、面積、体積、垂線)を計測できること。

登録データにテキスト、写真及びPDFファイルの属性データを紐付けし、参照出来ること。

3次元データを生成した動画から画像を切り出し、3次元データと重ね合わせ出来ること。

二つの登録データから差分抽出が行えること。

(8) ダッシュボード機能及び編集機能

登録データを一覧で表示すること。

各登録データへ3つ以上のタグデータを付与できること。

各登録データの名称を変更できること。

登録データの名称、タグデータ及び登録者IDで絞り込み検索ができること。

各データの、位置、向き及びスケールの編集が出来ること。

(9) AR マーカー機能

撮影時に仕様するARマーカーを複数出力でき、各マーカーの座標を登録できること。

同一マーカーには複数の座標が登録できること。但し、1撮影につき同一マーカーは、複数回使用しない。

利用する複数のARマーカーをセットで登録管理出来ること。

(10) ダウンロード機能

登録データ及び生成された3次元データ(LAS形式、OBJ形式)がダウンロード出来ること。

3 セキュリティ要件

インターネット接続で利用できること。

サービスを運用するクラウド基盤は、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)クラウドサービスリストに登録されていること。

サービス提供者は、兵庫県から稼働率の提出を求められた際に、依頼時点から過去1年間の稼働率(以下、「年間稼働率」と言う。)を提出すること。

なお、簡易集計した稼働率の提出とし、証跡データは不要とする。

年間稼働率は、メンテナンス等によるサーバー停止時間を含み、常時95%以上を確保すること。

クラウドサービスは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度(ISMAP)クラウドサービスリスト、またはISO/IEC 27017(外部サービスセキュリティ)若しくはISO/IEC 27001(情報セキュリ

ティマネジメントシステム) を取得した企業が提供するサービスから選定すること。

可能な限り、独立行政法人情報処理推進機構が発行する安全なウェブサイトの作り方 改訂第7版 (セキュリティ実装チェックリスト) に準拠した作りであること。

契約終了時にクラウド内に保管されたデータがある場合は、データを消去し、データ消去証明書を提出すること。

なお原則、クライアント側で消去をし、クライアント側で消去した場合は、不要とする。

4 既存データの引継ぎ

令和6年度から兵庫県土木部が利用している3次元データ生成サービス (サービス名: TRANCITY (CaITa 株式会社)) のプロジェクト内データを引き継ぎ反映すること。

5 その他

参考サービス: TRANCITY (CaITa 株式会社)

一般競争入札参加申込書 兼競争参加資格確認申請書

令和 年 月 日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

所在地

商号又は名称

代表者名

電話番号

メールアドレス

公告のあった下記調達に係る一般競争入札に参加する資格について確認されたく、
確認書類を添えて入札申込みします。

なお、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと及び
添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札件名 3次元データ生成サービス サービス利用
- 2 確認書類 物品関係入札参加資格審査結果通知書（写し）
- 3 本件入札に当日参加し、権限を行使する者を以下のとおり届け出ます。

所属部署名： _____ 職・氏名： _____

※下記枠内は記入しないでください

執行者	立会人	確認書類

- 4 連絡先（担当者）

所属： _____ 電話： _____

氏名： _____ FAX： _____

仕様確認申込書

件 名 3次元データ生成サービス サービス利用 一式

会社名：

担当者：

電話：

F A X：

メールアドレス：

	サービス名	サービス提供者	数量	摘要
1			1 式	

※サービス名・サービス提供者を記入のうえ、カタログ等を添えて、入札公告及び入札説明書に記載の期日までに提出してください。

質 問 書

3次元データ生成サービス サービス利用 一式にかかる一般競争入札について、以下のとおり質問します。

記 入 日	令和 年 月 日
商号又は名称	
担 当 者	
電 話	
F A X	
メールアドレス	

【質問事項】

番号	該当資料名・頁	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		

※ 本様式については、入札説明書 4（1）イに記載の事務局あて提出すること。

入札書

件名 3次元データ生成サービス サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
3次元データ生成サービス	1式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和7年4月1日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事様

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

入札書

件名 3次元データ生成サービス サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
3次元データ生成サービス	1式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和7年4月1日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

※当日は紙による入札参加者全員に本人確認を行いますので
本人確認が可能な写真付公的書類（運転免許証等）を持参ください。
（再入札日ならびに入札不調時の見積が異なる時も同様です）

兵庫県契約担当者

兵庫県知事様

住所

代理人が入札に参加する場合には、代理人の記名が必要です。
また、参加申込時に届出が必要です。
電話番号、メールアドレスは代表者
（代理人が入札する場合は代理人）が
所属する部署のものを記載ください。

商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

入札書【再入札用】

件名 3次元データ生成サービス サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
3次元データ生成サービス	一式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和7年4月1日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事様

住所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

執 行 者 立 会 人	
確 認 書 類	

※上記太枠内は記入しないでください。

委任状

入札公告されている 3次元データ生成サービス サービス利用 一式の案件について、私は下表に記載した者に入札及び見積合わせに関する一切の権限を委任します。

部署名・職名	ふり がな 氏 名

令和 年 月 日

兵 庫 県
契約担当者 兵 庫 県 知 事 様

住 所

商号又は氏名

代表者氏名

印

《連絡先》

部 署 名 : _____

職 ・ 氏 名 : _____

電 話 : _____

見積書

件名 3次元データ生成サービス サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
3次元データ生成サービス	1式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和7年4月1日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事様

住所
商号又は名称
代表者氏名
代理人氏名
電話番号
メールアドレス

見積書

件名 3次元データ生成サービス サービス利用 一式

入札金額 ¥
(消費税及び地方消費税別)

内訳

品目	数量	単価	金額	摘要
3次元データ生成サービス	1式			
計	—	—		

納入場所 兵庫県土木部技術企画課

納入期限 令和7年4月1日(火)

上記の物品については、兵庫県財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)、契約条項及びその他関係書類等を熟知のうえ、上記の金額をもって見積します。

令和 年 月 日

兵庫県契約担当者
兵庫県知事様

開札当日に、代理人名義で見積書を作成し提出する場合は、代理人の記名で見積書を提出してください。

住所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

電話番号

メールアドレス

電話番号、メールアドレスは代表者
(代理人が入札する場合は代理人)が
所属する部署のものを記載ください。

契 約 書 (案)

1 サービスの名称 3次元データ生成サービス

2 納 入 場 所 兵庫県土木部技術企画課

3 履 行 期 間 令和7年4月1日から

令和8年3月31日まで

4 利 用 料 月 額 金 円

(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円)

上記の業務について、兵庫県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、次の条項によって公正な利用契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 兵庫県
契約担当者 兵庫県知事 齋 藤 元 彦 印

乙 住 所
氏 名

印

(目的)

第1条 乙は、次のサービスを甲に提供し、甲はこれを利用する。

サービス名 3次元データ生成サービス (以下「サービス」という。)

内 容 別添「3次元データ生成サービス調達仕様書」 (以下「仕様書」という。) のとおり

(実施の方法)

第2条 乙は、この契約書、仕様書及び甲の指示するところに従うほか、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、サービスの提供を実施するものとする。

(利用料)

第3条 サービスに対する利用料 (以下「利用料」という。) は、年額 金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円) とする。ただし、乙の責に帰すべき理由によりサービスを提供できなかった場合は、日割計算により算出するものとする。

2 サービス開始以前の契約期間において、利用料は発生しないものとする。

3 乙は、契約期間満了後10日以内に利用料を甲に請求するものとする。

4 甲は、乙が提出する正当な支払請求書を受領した日から30日以内に利用料を乙に支払わなければならない。

(契約保証金) ※入札後決定事項 (入札公告及び入札説明書参照)

第4条 契約保証金は、 する。

(秘密の保持)

第5条 乙は、サービスの遂行上、直接又は間接に知り得た秘密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

なお、この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、契約中の個人情報の取扱いについては、別添「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

3 甲は、乙が前2項の規定に違反し、甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

(個人情報の保護)

第6条 乙は、委託事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(セキュリティ対策)

第7条 乙は、サービスを提供するに当たり情報資産を取り扱う場合には、別添 「兵庫県情報セキュリティ対策指針」及び「兵庫県行政情報ネットワーク運用管理要綱」を守らなければならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反し、甲に損害を与えたときは、損害の賠償を請求することができる。

(権利義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の書面による承認を受けた場合は、この限りではない。

(指示及び報告)

第9条 乙は、サービスの提供に当たっては、甲の指示に従わなければならない。

2 甲は、必要があるときは、乙に対し、サービスの状況について報告を求めることができる。

(内容の変更等)

第10条 契約内容に疑義が生じた場合は、甲、乙の双方協議の上、甲が必要と認めた場合において、書面により変更を定めるものとする。

(サービスの一時的な提供停止、廃止)

第11条 乙は、仕様書に定める内容にかかわらず、次の各号の場合にはサービスの提供の全部又は一部を停止するものとする。

(1) 戦争、テロ行為、争乱、暴動、致死的な伝染病の流行を含む天災地変、その他の不可抗力、第三者による加害行為（サイバーテロなど）によりサービスの適用が不能となったとき

(2) データセンターの保守・工事その他のやむを得ない事由があるとき

(3) サービス用設備及びサービスを提供するための通信回線の役務を提供する電気通信事業者（乙を除く。）が、当該回線に係る電気通信業務を停止したとき

2 前項の場合において、乙は、その事由の発生後直ちにサービスが停止される時期及びその期間を甲に対して通知するものとする。

3 第1項第1号に規定する事由よりサービスの提供ができなくなった場合は、サービスの全部又は一部を廃止し、廃止日をもって契約の全部又は一部を解除することができる

ものとする。

(利用遅滞の場合の違約金)

第11条 乙の責に帰すべき理由により、契約の利用開始日にサービスの利用を開始できないときは、乙は、違約金を甲に支払わなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約の利用開始日から利用が可能となった日の前日までの日数に応じ、総利用料につき年10.75%の割合で計算した額を違約金として乙に納めなければならない。

(再委託の禁止)

第12条 乙は、サービスの提供にあたり全部又は主体的部分を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2 乙は、サービス提供の一部を第三者に委任し、又は請け負わせ（以下「再委託等」という。）てはならない。ただし、あらかじめ再委託等の相手方の住所、氏名及び再委託等を行う業務の範囲等（以下「再委託等に関する事項」という。）を記載した再委託の必要性がわかる書面を甲に提出し、甲の書面による承認を得た場合は、乙は、甲が承認した範囲の業務を第三者（以下「承認を得た第三者」という。）に再委託等することができる。

3 前項ただし書きにより甲が承認した場合には、承認を得た第三者も、前項の義務を負うものとし、乙は、当該第三者に前項の義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承認を得た第三者についても、同様とする。

4 乙はサービス提供の一部を再委託等先から、さらに第三者に再委託等させる場合（3次委託等）には、甲に対し、当該第三者の再委託等に関する事項を記載した書面を提出し、甲の書面による承認を受けなければならない。なお、4次委託等以降も同様とする。

5 再委託等する相手方の変更等を行おうとする場合には、乙は、改めて再委託等に関する事項が記載された書面を提出し、甲の承認を受けなければならない。

6 乙は、委託事務の一部を再委託等する場合には、再委託等した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。

(解除等)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照

らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく、契約の履行着手期限を過ぎても履行に着手しないとき。
- (2) 履行期限内に契約を履行しないとき、又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命じられたとき。

第13条の2 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認められたとき。
- (2) 乙又はその代理人が、関係法令又は契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができない、又は契約を継続することが適当でない認められるとき。

第13条の3 甲は、第13条各号又は前条各号に規定する場合は甲の責に帰すべき理由によるものであるときは、前2条の規定による契約の解除をすることができない。ただし、この契約が解除された場合が、この契約及び取引上の社会通念に照らして乙の責に帰することができない理由によるものであるときは、この限りでない。

- 2 甲は、翌年度以降の歳入歳出予算において、この契約に係る予算の減額又は削除があったときは、この契約を解除することができる。
- 3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、次の各号による金額を違約金として甲の指定する期限までに納付しなければならない。
 - (1) 利用開始日前に解除した場合には、総利用料の10分の1に相当する額。
 - (2) 利用開始日以降に解除した場合には、当該解除日の翌日から本契約期間の満了日までの期間に対する利用料の合計の10分の1に相当する額。
- 4 前項の場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって違約金に充当することができる。
- 5 前2条の規定による解除に伴い、乙に損害が生じたとしても乙は甲に対してその損害の賠償を請求することはできない。
- 6 甲は、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通

知するものとする。

(暴力団等の排除)

第14条 甲は、第16条第1号の意見を聴いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したとき又は第12条に規定する第三者が暴力団等であると知りながら次条の規定に違反したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

(1) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団及び第3号に規定する暴力団員

(2) 暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者

2 前条第3項から第6項までの規定は、前項の規定による契約の解除に準用する。

第15条 乙は、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせようとする場合は、暴力団等を受託者としてはならない。

2 乙は、この契約に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が暴力団等であると判明したときは、当該受託者との契約を解除しなければならない。

第16条 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

(1) 乙が暴力団等であるか否かについて兵庫県警察本部長に意見を聴くこと。

(2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用し、又は兵庫県公営企業管理者及び兵庫県病院事業管理者に提供すること。

第17条 乙は、この契約の履行に当たり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求（以下「不当介入」という。）を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。また、この契約の履行に係る業務の一部を第三者に行わせた場合において、その第三者が不当介入を受けた場合も同様とする。

(賠償の予約)

第18条 乙は、乙又は乙が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、総利用料の10分の2に相当する額を賠償金として甲が指定する期間内に甲に支払わなければならない。

(1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。

- (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
- (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（損害の負担及び損害補償）

第19条 サービスを提供する過程において生じた損害又は乙が第三者及び利用者に及ぼした損害は、全て乙が負担する。ただし、乙の責に帰すことができない事由の場合はこの限りではない。

（適正な労働条件の確保）

第20条 乙は、この契約における労働者の適正な労働条件を確保するため、別記「適正な労働条件の確保に関する特記事項」を守らなければならない。

（遅延利息）

第21条 乙は、第13条の3第3項の規定による違約金を甲が指定する期限までに納付できない場合は、当該期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納額につき年3パーセントの割合で計算した遅延利息を甲に納付しなければならない。

（管轄裁判所）

第22条 この契約に係る訴訟の提起については、甲の地域を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

（補則）

第23条 この契約書に定めのない事項については、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）

によるほか、必要に応じて甲、乙協議して定める。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持する。

(その他委託契約書用)

「個人情報取扱特記事項」

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、関係法令等の規定に従い、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(収集の制限)

第2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の制限)

第3 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第4 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(廃棄)

第5 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄又は消去し、発注者に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第7 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写又は複製してはならない。

(特定の場所以外での取扱いの禁止)

第8 受注者は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱うときは、発注者若しくは受注者の事務所又は契約書（設計図書に示す場所を含む。）において定めた履行場所で行うものとし、発注者が承諾した場合を除き、当該場所以外の場所で個人情報を取り扱ってはならない。

(事務従事者への周知及び指導・監督)

第9 受注者は、その事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による事務に関して知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知し、適切な取扱いがなされるよう指導・監督するものとする。

(責任体制の整備)

第9の2 受注者は、この契約による個人情報の取扱いの責任者及び事務従事者の管理体制・実施体制を定め、発注者に書面で報告しなければならない。

2 受注者は、前項の責任者及び事務従事者を変更する場合は、発注者に報告しなければならない。

(再委託)

- 第9の3 受注者は、発注者の承諾を得て個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社を含む。）に委託（請負その他これに類する行為を含む。以下「再委託」という。）する場合、その再委託契約において、発注者と受注者との委託契約で定める義務を当該再委託を受ける者（以下「再委託先」という。）も負うものとして再委託先に当該義務を遵守させるために必要な措置をとらなければならない。その後承諾を得た第三者についても同様とする。
- 2 受注者は、再委託を行う場合（再委託する相手方又は再委託する業務内容を変更する場合を含む。）には、発注者に所定の書面を提出し、発注者の承諾を得なければならない。
 - 3 受注者は、再委託を行った場合は、再委託した業務に係る再委託先の行為について、発注者に対し全ての責任を負うものとし、再委託に係る業務の履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理・監督の状況を発注者に適宜報告しなければならない。
 - 4 前3項の規定は、受注者が発注者の承諾を得て、再委託先が個人情報を取り扱う業務をさらに第三者に委託（請負その他これに類する行為を含む。）する場合（3次委託以降も含む。）においても同様とする。

(資料等の返還等)

- 第10 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(立入調査)

- 第11 発注者は、受注者及び再委託先（3次委託以降も含む。）が契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、随時調査することができる。

(遵守状況の報告)

- 第11の2 発注者は、必要があると認めるときは、この契約が求める個人情報の取扱いに係る遵守状況の報告を受注者に求めること及び当該取扱いについて受注者に適切な措置をとるよう指示することができる。
- 2 受注者は、前項の報告の求め又は指示があった場合は、速やかに応じなければならない。

(事故発生時における報告)

- 第12 受注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
 - 3 発注者は、この契約に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第13 発注者は、受注者が本個人情報取扱特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による業務を解除することができるものとする。この場合においては、委託契約書第19条の2第1項並びに第22条第2項及び第6項の規定を適用する。
- 2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。
 - 3 第1項の規定による違約金の徴収については、委託契約書第27条の規定を適用する。

(損害賠償)

第14 発注者は、受注者が本個人情報取扱特記事項に定める規定に違反し、又は怠ったことにより損害を被った場合には、受注者に対して損害の賠償を求めることができる。

特定の違法行為に関する特約条項

(発注者の解除権)

- 1 発注者は、受注者又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項第2号に該当すると認めたときは、この契約を解除できる。この場合においては、委託契約書第19条の2第1項並びに第22条第2項及び第6項の規定を適用する。

(解除に伴う措置)

- 2 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

(賠償の予約)

- 3 受注者は、受注者（受注者を構成事業者とする事業者団体を含む。）又は受注者が代理人、支配人その他使用人若しくは入札代理人として使用していた者が、この契約の入札に関して次の各号のいずれかに該当したときは、業務委託料の10分の2に相当する額を賠償金として発注者が指定する期間内に発注者に支払わなければならない。委託業務が完了した後も同様とする。
 - (1) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6による刑が確定したとき。
 - (2) 刑法第198条による刑が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第61条第1項の規定による排除措置命令を行ったとき。ただし、排除措置命令に対し、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (4) 公正取引委員会が、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金納付命令を行ったとき。ただし、課徴金納付命令に対し、行政事件訴訟法第3条第1項の規定により抗告訴訟を提起した場合を除く。
 - (5) 前2号の抗告訴訟を提起し、その訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。
- 4 前項の規定は、発注者に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、発注者がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(賠償金等の徴収)

- 5 第1項の規定による違約金又は前2項の規定による賠償金の徴収については、委託契約書第27条の規定を適用する。

(その他委託契約書用)

暴力団等排除に関する特約

(趣旨)

- 1 発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、以下の各項のとおり合意する。

(契約からの暴力団の排除)

- 2 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結してはならない。
- 3 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合においては、この特約の第2項から第7項まで、第10項、第11項及び第14項に準じた規定を当該再委託契約に定めなければならない。
- 4 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡してはならない。
- 5 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して業務の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約の受注者から当該者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。

(役員等に関する情報提供)

- 6 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は再委託契約の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時測量・建設コンサルタント等業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 7 発注者は、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に提供することができる。

(警察本部長から得た情報の利用)

- 8 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当するののかについて、警察本部長に意見を聴くことができる。
- 9 発注者は、警察本部長から得た情報を他の契約において第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために利用し、又は他の契約担当者（財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第2条第8号に規定する契約担当者をいう。）若しくは公営企業管理者若しくは病院事業管理者が第1項の趣旨に従い暴力団等を排除するために提供することができる。

(発注者の解除権)

- 10 発注者は、受注者（受注者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、委託契約書第19条の2第1項並びに第22条第2項及び第6項の規定を準用する。
- (1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したと認められるとき。
 - (8) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（(8)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (10) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して(1)から(6)までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知らず発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が再委託契約の受注者との特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。

(解除に伴う措置)

- 11 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。

(違約金の徴収)

- 12 第10項において準用する委託契約書第22条第2項の規定による違約金の徴収については、委託契約書第27条の規定を適用する。

(誓約書の提出等)

- 13 受注者は、この契約の契約金額が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に、次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者としないこと。
 - (3) 受注者は、この特約の条項に違反したときには、第10項に基づく契約の解除、前項に基づく違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。
- 14 受注者は、再委託契約を締結する場合において、その契約金額（同一の者と複数の再委託契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超えるときには、前項の規定に準じて当該再委託契約の受注者に誓約書を提出させ、当該誓約書の写しを発注者に提出しなければならない。

(受注者からの協力要請)

- 15 受注者は、この特約の条項に定める事項を履行するに当たって、必要がある場合には、発注者及び警察本部長に協力を求めることができる。

再委託契約における暴力団排除に関する特約（第3項関係）

発注者及び受注者は、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）第7条の規定に基づき、暴力団を利することにならないよう必要な措置を実施することとして、次のとおり合意する。

- 1 受注者は、暴力団（条例第2条第1号で規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第3号で規定する暴力団員をいう。以下同じ。）並びに条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者（以下これらを「暴力団等」という。）とこの契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約（以下「再委託契約」という。）を締結してはならない。
- 2 受注者は、当該者を発注者とする再委託契約を締結する場合においては、この特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結しなければならない。
- 3 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡してはならない。
- 4 受注者は、次のいずれかに該当するときには、発注者に報告しなければならない。
 - (1) 再委託契約の受注者が暴力団等であることを知ったとき。
 - (2) この契約の履行に関して工事の妨害その他不当な要求を受けたとき。
 - (3) 再委託契約の受注者から当該者が発注した再委託契約におけるこの項に準じた規定に基づく報告を受けたとき。
- 5 発注者は、受注者及び再委託契約の受注者が暴力団等に該当しないことを確認するため、受注者に対して、次に掲げる者（受注者及び再委託契約の受注者が個人である場合はその者その他経営に実質的に関与している者を含む。以下「役員等」という。）についての名簿その他の必要な情報の提供を求めることができる。
 - (1) 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、受注者又は再委託契約の受注者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - (2) 受注者又は再委託契約の受注者がその業務に関し監督する責任を有する者（(1)の役員を除く。）として使用し、又は代理人として選任している者（支店又は常時測量・建設コンサルタント等業務の契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者を含む。）
- 6 発注者は、この契約に係る業務の委託者（当該業務を発注した兵庫県の契約担当者）を通じて、受注者から提供された情報を兵庫県警察本部長に提供することができる。
- 7 発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。
 - (1) 役員等が暴力団又は暴力団員であると認められるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - (6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- (7) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡したと認められるとき。
 - (8) 再委託契約を締結するに当たり、その相手方が(1)から(6)までのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 受注者が、(1)から(6)までのいずれかに該当する者を再委託契約の相手方としていた場合（(8)に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。
 - (10) 再委託契約の受注者が再委託契約を再発注して（1）から（6）までのいずれかに該当する者を相手方としていた場合に、受注者がその事実を知らながら発注者への報告を正当な理由なく怠ったとき、受注者が再委託契約の受注者との特約に準じた条項を含んだ再委託契約を締結していなかったときその他受注者が正当な理由がないにもかかわらずこの特約の条項に故意に違反しその違反により暴力団を利する行為をしたと認められるとき。
- 8 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対してその損害を請求することはできない。
- 9 受注者は、この契約の契約金額（発注者と複数の契約を締結する場合には、その合計金額）が200万円を超える場合には、発注者に対し、この契約の締結前に次の事項に関しての誓約書を提出するものとする。
- (1) 受注者が暴力団等でないこと。
 - (2) 再委託契約を締結するに当たり、暴力団等を再委託契約の受注者としないこと。
 - (3) 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
 - (4) 受注者は、この契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(その他委託契約書用)

適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。当該業務に直接従事しない者を除く。）

2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項の第1から第5までの規定に準じた規定を当該下請契約に定めなければならない。

(受注関係者に対する措置)

第2 受注者がこの契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

2 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。

3 受注者は、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注関係者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、受注関係者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該受注関係者と締結している契約を解除しなければならない。

(1) 受注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 発注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出があった場合においては、当該申出の内容を労働基準監督署に通報するものとする。

2 発注者は、前項の場合においては、必要に応じ、受注者に対し、労働基準監督署への通報に必要な情報について報告を求められることができる。

3 受注者は、前項の報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

4 受注者は、その雇用する特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

5 受注者は、第1項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第2項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。

6 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第1項に規定する申出をしたことを理由として、当該下請関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう、

受注関係者に求めなければならない。

- 7 発注者は、必要に応じ、労働基準監督署に対し、第3項、第5項、第4の第2項、第4項及び第5の各項の規定による発注者に対する報告により得た情報を提供することができる。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

第4 発注者は、労働基準監督署から受注者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行うことを求めるものとする。

- 2 受注者は、前項の規定により賃金の支払を行うよう求められたときは、発注者が定める期日までに当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。

3 発注者は、労働基準監督署から下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見を受けたときは、受注者に対し、当該特定労働者に最低賃金額以上の賃金の支払を行う旨の指導を受注関係者に行うことを求めるものとする。

- 4 受注者は、前項の規定により指導を行うよう求められたときは、同項の受注関係者に対して同項の賃金の支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

第5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。

3 受注者は、下請関係者が第1項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

- 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(契約の解除)

第6 発注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合においては、委託契約書第19条の2第1項並びに第22条第2項及び第6項の規定を準用する。

- (1) 受注者が、発注者に対し、第4の第2項、第5の第1項若しくは第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - (2) 受注者が、発注者に対し、第4の第4項、第5の第3項若しくは第4項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。（受注者が、第2の第1項の誓約をした受注関係者に対して、第4の第3項に規定する指導及び第4の第4項、第5の第3項又は第4項の規定による報告の求めを行ったにもかかわらず、当該受注関係者が受注者に対して当該報告をせず、又は虚偽の報告をしたときを除く。）
 - (3) 特定労働者に対する賃金の支払について、受注者又は受注関係者が最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。（受注者が第2の第4項の規定により、当該受注関係者と締結している契約を解除したときを除く。）
- 2 この項において準用する委託契約書第22条第2項規定による違約金の徴収については、委託契約書第27条の規定を適用する。

(損害賠償)

第7 受注者は、第6の規定による契約の解除に伴い、損害が生じたとしても、発注者に対してその損害の賠償を請求することはできない。

(違約金)

第8 受注者は、第6の規定により契約が解除された場合は、違約金を発注者の指定する期限までに発注者に支払わなければならない。

別表（第1関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）
- (2) 労働組合法（昭和24年法律第174号）
- (3) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和47年法律第113号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号）
- (8) 労働契約法（平成19年法律第128号）
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）
- (10) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）
- (11) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）

下請契約における適正な労働条件の確保に関する特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、別表に掲げる労働関係法令（以下「労働関係法令」という。）を遵守することにより、次の各号のいずれかに該当する労働者（以下「特定労働者」という。）に対する最低賃金法（昭和34年法律第137号）第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、当該最低賃金額から同条の規定により減額した額。以下「最低賃金額」という。）以上の賃金の支払その他の特定労働者の適正な労働条件を確保しなければならない。

(1) 受注者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働基準法（昭和22年法律第49号）第9条に規定する労働者（当該業務に直接従事しない者や家事使用人を除く。）

(2) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。）の規定により、受注者のためにこの契約に基づく業務に関わっている労働者（以下「派遣労働者」という。）

2 受注者は、当該者を発注者とする下請契約を締結する場合においては、この特記事項に準じた規定を含んだ下請契約を締結しなければならない。

(受注者及び受注関係者に対する措置)

第2 受注者は、この契約の契約金額（発注者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超える場合は、発注者に対し、この契約を締結する時までに労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出しなければならない。

2 受注者が、この契約に基づく業務の一部を第三者に行わせようとする場合の当該受託者及び当該契約に基づく業務に派遣労働者を関わらせようとする場合の当該派遣契約の相手方（以下「受注関係者」という。）は、労働関係法令を遵守することを誓約した者でなければならない。

3 受注者は、前項の場合において、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、当該受注関係者から労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を徴取し、その写し（第1の第2項の規定により、この項に準じて下請契約等に定めた規定により提出させた誓約書の写しを含む。）を発注者に提出しなければならない。

4 発注者は、受注者、受注関係者又は下請その他いかなる名義によるかを問わず県以外の者から、この契約に係る業務の一部について請け負った者（以下「下請関係者」という。）が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受注者に対し、指導その他の特定労働者（下請関係者に雇用され、この契約に基づく業務に関わっている労働者を含む。以下同じ。）の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講じるものとする。

5 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するものとする。

(1) 発注者に対し第4及び第5の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

(2) 特定労働者に対する賃金の支払について、最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

6 前項の規定による解除に伴い、受注者に損害が生じたとしても、受注者は発注者に対して、その損害を請求することはできない。

(特定労働者からの申出があった場合の措置)

第3 受注者は、特定労働者から、受注者又は下請関係者が特定労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払っていない旨の申出が県にあった場合において、県が行う当該申出に係る労働基準監督署へ

の通報に必要な情報について、発注者から報告を求められたときは、速やかに発注者に報告しなければならない。

- 2 受注者は、その雇用する特定労働者が第 1 項に規定する申出をしたことを理由として、当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 受注者は、第 1 項に規定する特定労働者が下請関係者に雇用されている場合において、第 1 項の報告を求められたときは、受注関係者に対して確認を行い、当該確認の結果を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者が第 1 項に規定する申出をしたことを理由として、当該受注関係者が当該特定労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないよう求めなければならない。

(労働基準監督署から意見を受けた場合の措置)

- 第 4 受注者は、その雇用する特定労働者の賃金が最低賃金額に達しない旨の意見が労働基準監督署から県にあり、県の要請を受けた発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう求めがあった場合においては、発注者が定める期日までに、当該支払の状況を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、下請関係者に雇用されている特定労働者の賃金について第 1 項の意見があり、発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう求めがあった場合においては、受注関係者に当該支払の状況の報告を求めるとともに、発注者が定める期日までに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

(労働基準監督署から行政指導があった場合の措置)

- 第 5 受注者は、労働基準監督署長又は労働基準監督官から特定労働者に対する賃金の支払における最低賃金法の違反について行政指導を受けた場合においては、速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針を発注者に報告しなければならない。
- 2 受注者は、前項の場合において、同項の違反を是正するための措置（以下「是正措置」という。）を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、速やかに是正措置の内容を発注者に報告しなければならない。
- 3 受注者は、下請関係者が第 1 項の行政指導を受けた場合においては、受注関係者に対して速やかに当該行政指導を受けたこと及びその対応方針について報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。
- 4 受注者は、前項の場合において、同項の下請関係者が是正措置を行い、その旨を労働基準監督署長又は労働基準監督官に報告したときは、受注関係者に対して速やかに当該是正措置の報告を求めるとともに、当該報告の内容を発注者に報告しなければならない。

別表（第 1 関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）
- (2) 労働組合法（昭和 24 年法律第 174 号）
- (3) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- (4) 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和 47 年法律第 113 号）
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88

号)

- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律 (平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法 (平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

兵庫県行政情報ネットワーク運用管理要綱

第1章 総則

(目的)

第1条 この要綱は、行政サービスの向上と事務処理の効率化を図るため兵庫県（以下「県」という。）の本庁と地方機関を結ぶ行政情報ネットワークシステム（以下「県庁WAN」という。）の運用管理に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、兵庫県情報セキュリティ対策指針（平成15年3月4日政策会議決定。以下「指針」という。）の例によるほか、当該各号に定めるところによる。

(1) 共通パソコン

県庁WANに接続したパソコン（プリンタ、スキャナ及びその他ネットワーク機器を含む。以下同じ。）のうち、企画部デジタル改革課が管理するパソコンをいう。

(2) 所属パソコン

各所属が独自に導入したパソコンをいう。

(3) ユーザID

共通パソコン及び所属パソコンの利用者を識別するために付与される記号をいう。

(4) グループウェア

県庁WANに接続したパソコン間で電子メールや電子掲示板など情報の受発信や情報の共有化を容易に行うことができるソフトウェアをいう。

(5) グループウェアユーザID

グループウェアの利用者を識別するために付与される記号をいう。

(6) 認証カード

共通パソコンの利用における本人確認のために用いるICカードをいう。

(運用管理者)

第3条 県庁WANの円滑な運用管理を行うため、県庁WANの運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

2 運用管理者には企画部デジタル改革課システム企画官をもって充てる。

3 運用管理者は、県庁WANの運用に関して、指針に従い、次の各号に掲げる情報セキュリティ対策を講じなければならない。

(1) 県庁WANを外部及び内部からの不正なアクセスから適切に保護するための対策を講じること。

(2) 県庁WANの保守運用を委託している業者に対して適切な指揮監督を行うこと。

(3) 県庁WANの運用に障害が生じた場合において迅速な復旧対策を講じること。

(4) その他県庁WANの安全を守るために必要な措置を講じること。

4 運用管理者は、県庁WANを利用する職員等に対して、共通パソコンの操作、情報セキュ

リティ対策等に関する計画的な研修を行わなければならない。

(利用責任者)

第4条 県庁WANの適正かつ円滑な利用を進めるため、県庁WANの利用責任者（以下「利用責任者」という。）を置く。

2 利用責任者には次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 本庁においては課室長（官を含む。）とする。
 - (2) 地方機関においては地方機関の長、教育機関の長、県立学校の校長とする。ただし、県民局及び県民センターにあつては、室等の長及び事務所の長とし、県立病院にあつては管理局長等とする。
- 3 利用責任者は、次の各号に掲げる責務を有する。
- (1) 各所属で利用されているユーザID及びグループウェアユーザIDを把握すること。
 - (2) 各所属の共通パソコン・所属パソコン等の情報機器及び情報資産について適切な運用管理を行うこと。
 - (3) 各所属において、この要綱及び指針（以下「要綱等」という。）が遵守されるよう必要な措置を講じること。
 - (4) その他運用管理者の指示に従い、県庁WANの適正かつ円滑な利用を図ること。

(利用者)

第5条 県庁WANの利用ができる者（以下「利用者」という。）は、以下の各号に掲げる者とする。

- (1) 県職員（臨時職員、再任用職員、非常勤職員等を含む）のうち、共通パソコン、グループウェア、所属パソコン等を利用する者。
 - (2) 県の機関から情報システムの開発・運用を委託された委託事業者等で運用管理者の認めた者。
 - (3) その他運用管理者が認めた者。
- 2 利用者は、運用管理者及び利用責任者の指示に従い、県庁WANの適切な利用を行わなければならない。
- 3 利用者は、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令を遵守しなければならない。

第2章 物理的セキュリティ対策

第1節 情報資産の運用管理

(入退室管理)

第6条 運用管理者は、県庁WANの運用管理が行われる室及び場所において、それぞれのセキュリティ程度に応じた入退室管理等の措置を行わなければならない。

2 前項の措置については別に定める。

(情報資産の管理)

第7条 県庁WANに関する情報資産の管理に当たって、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) データのき損、滅失等に備えるため、保管するデータのバックアップを定期的を作成すること。
- (2) 重要なデータは暗号化やパスワードを施すなど適切な管理を行うこと。
- (3) 一時的に離席する場合は、使用する端末等の画面ロック又はログアウトを行うこと。
- (4) 退庁時及び長時間離席する場合は、使用する端末等の電源を切ること。在宅勤務等システムの利用等のために稼働が必要な端末等については、画面ロック又はログアウトを行うこと。
- (5) その他自己の管理する情報が他に流出しないよう保護すること。

(記録媒体の管理)

第8条 利用者は、情報資産をハードディスク、CD-ROM、USBメモリ等の記録媒体で管理する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 取り出し可能な記録媒体は、机上等に放置せず、使用後は速やかに保管場所に収納するなど盗難や損傷の防止のために適切な管理を行うこと。
 - (2) 記録媒体は、防犯、耐火、耐熱、耐水及び耐湿対策等を講じた施錠可能な場所に保管し、管理簿を設けるなど適切な管理を行うこと。
 - (3) 記録媒体が不要となった場合は、当該媒体に含まれる情報は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去を行ったうえで廃棄すること。
- 2 利用者は、利用責任者等の許可なく、業務上作成・取得した電磁的データを記録媒体又は電子メール等で庁外に持ち出してはならない。

(ファイルサーバ)

第8条の2 運用管理者は、所属内における情報資産の共有及び保全のため、ファイルサーバを設置する。

- 2 ファイルサーバ上の共有フォルダは、所属ごとに設定するものとする。ただし、所属が複数の異なる庁舎に分散する場合は、原則として庁舎ごとに設定する。
- 3 運用管理者は、共有フォルダに容量制限、アクセス権限及び暗号化等必要な設定を施すものとする。
- 4 その他ファイルサーバの設定に関し必要な事項は別に定める。

第2節 共通パソコンの運用管理

(共通パソコンの設置、返却等)

第9条 利用責任者は、各所属における共通パソコンの運用管理について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 人事異動等により共通パソコンの増設が新たに必要になった場合は、共通パソコン設置申請書(様式第1号)により速やかに運用管理者に申請すること。
- (2) 人事異動等により共通パソコンが不要になった場合は、共通パソコン返却届(様式第

- 2号)により速やかに運用管理者に届け、当該機器を返却すること。
- (3) 所属パソコン、プリンタ等の機器を県庁WANに新たに接続する場合は、「ネットワーク接続申請システム」により運用管理者に協議すること。ただし、所属導入のプリンタ(ファクシミリ、コピー機能付きの複合機を含む)で従前接続していた機器のコンピュータ名、IPアドレス等の設定を引き継ぐ置換えの場合は協議不要とする。
 - (4) ネットワーク上で特定のサービスを提供する機器(以下「サーバ」という。)を県庁WANに新たに接続する場合又は既設サーバを置き換える場合は、サーバ接続協議書(様式第4号)により運用管理者に協議すること。
- 2 運用管理者は、前項による申請、協議があったときは、その適否について検討し、その結果を当該利用責任者に通知しなければならない。
- 3 共通パソコンの標準ソフトウェア、配布基準等については別に定める。

(共通パソコンの利用)

第10条 利用者は、共通パソコンの適切な管理に努めるほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 共通パソコンに、業務上関係のない又はライセンスもしくは使用権限のないソフトウェア、周辺機器等を追加しないこと。
- (2) 運用管理者があらかじめ設定したIPアドレス、コンピュータ名、その他オペレーティングシステム(以下「基本ソフト」という。)の設定を変更しないこと。
- (3) 共通パソコンの磁気ディスク装置に作成したファイルのバックアップを行うこと。
- (4) 共通パソコンを返却する場合は、配布時以降に利用者が行った基本ソフトの設定及び磁気ディスク装置に保管したデータを初期状態に戻すこと。
- (5) 共通パソコンの県庁WANとの接続場所や接続方法を、運用管理者の許可なく変更しないこと。
- (6) 県庁WAN以外のネットワークに共通パソコンを接続しないこと。
- (7) 共通パソコンと県庁WANのネットワーク機器との物理的な接続状態を変更しないこと。
- (8) 共通パソコンのハードディスク装置を他の利用者と共有しないこと。
- (9) その他共通パソコンや県庁WANの利用に支障を及ぼす行為を行わないこと。

(共通パソコンの障害への対応)

第11条 利用責任者は、当該所属で管理する共通パソコンに障害が発生した場合は、障害状況を共通パソコン障害報告書(様式第6号)に記載の上、運用管理者に報告しその指示に従わなければならない。

- 2 共通パソコンに生じた障害の復旧については、原則として運用管理者が対応するものとする。
- 3 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げる障害は利用責任者の負担により対応するものとする。
 - (1) 利用者が適切な利用や管理を行わないために発生した障害
 - (2) 利用者が共通パソコンにソフトウェア、周辺機器等を追加、変更したことが原因で発生したと認められる障害
- 4 所属パソコンに生じた障害の復旧は、当該パソコンを導入した所属で対応するものとする。

る。

第3節 グループウェアの運用管理

(グループウェアの機能)

第12条 運用管理者は、電子メール及び電子掲示板など業務の効率化に必要なグループウェアの機能を提供する。

2 運用管理者は、次の各号に掲げる電子掲示板を提供する。

(1) 全庁用掲示板

全庁のお知らせ、全庁共有文書、知事あいさつ等の全庁的な利用を目的とした電子掲示板

(2) 各所属用掲示板

本庁各課、県民局各室、各事務所毎に開設可能な電子掲示板

(3) プロジェクト掲示板

特定の業務を円滑に推進するために利用者を限定して利用する電子掲示板

3 利用責任者は、業務の効率化のため、グループウェア上で稼働する電子メールや電子掲示板を利用したシステム（以下「グループウェア利用システム」という。）を構築、利用することができる。

4 運用管理者は、県から庁外組織に派遣された職員等に対して、別に定めるところによりグループウェアの機能の一部を提供する。

(グループウェアの利用)

第13条 利用責任者は、グループウェアの円滑な利用を行うため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 所属職員のグループウェアユーザIDを適切に管理すること。

(2) 人事異動等によりグループウェアの利用者の追加又は変更を希望する場合は、グループウェアの「職員案内システム」によりグループウェアユーザIDの交付について運用管理者に申請すること。

(3) 毎年運用管理者が別に定める期日までの間に、運用管理者に対してグループウェアの利用者情報と使用パソコンの報告を行うこと。

2 利用者は、グループウェアの円滑な利用を行うため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 運用管理者が認める場合を除き、グループウェアの機能を介して電子メールを利用すること。

(2) 運用管理者が認める場合を除き、多数の職員への一斉メール・掲示板からの一斉ダウンロード等のシステムに過大な負荷をかける利用を行わないこと。

(3) メール自動転送機能は、使用しないこと。

(4) 運用管理者の許可なく、グループウェアのメール機能以外の手段を用いてメールの送受信をしないこと。

(5) インターネットを経由して複数の相手にメールを送信する場合は、原則として Bcc（非表示の写し）を利用すること。

- (6) 業務に必要な公文書等の情報は、文書管理システムへ登録するとともに、利用者の共通パソコン、記録媒体等に適宜保存すること。
 - (7) その他電子メールの利用等に関し、別に定める事項を遵守すること。
- 3 運用管理者は、第1項第3号の期日までに報告を行わなかったグループウェア利用者に対してグループウェアの利用を制限することができる。
- 4 利用者がグループウェアに登録した情報の保存期間、グループウェアユーザIDの配布基準等については別に定める。

(電子掲示板の開設)

第14条 利用責任者は、次の各号に掲げる電子掲示板については当該各号の様式により運用管理者に対し掲示板の雛形の提供及び掲示板の設置を依頼することができる。

- (1) 各所属用掲示板 各所属用掲示板開設依頼書(様式第12号)
- (2) プロジェクト掲示板 プロジェクト掲示板開設依頼書(様式第13号)

(電子掲示板等の管理)

第15条 利用責任者は、各所属用掲示板、プロジェクト掲示板及びグループウェア利用システム(以下「電子掲示板等」という。)の適正な管理を行うため、次の各号に掲げる事務を行わなければならない。

- (1) 利用者の設定を行うこと。
 - (2) 電子掲示板等の管理者(以下「掲示板管理者」という。)の設定を行うこと。
 - (3) 掲示板管理者に変更があった場合、運用管理者に届け出ること。また、掲示板管理者の業務引き継ぎが適切に行われるように監督すること。
 - (4) 電子掲示板等を廃止する場合は、運用管理者に届け出ること。
 - (5) その他運用管理者との連絡調整を行うこと。
- 2 運用管理者は、次の各号に掲げる電子掲示板等を廃止することができる。
- (1) 電子掲示板等の最終データ更新後1年以上利用実績のないもの。
 - (2) 所属用掲示板を開設した課室が組織変更等により存在しなくなったもの。
 - (3) その他運用管理者が当該電子掲示板等の廃止を適当であると判断したもの。

第3章 人的セキュリティ対策

(利用禁止行為)

第16条 利用者は、県庁WANの利用について次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 業務に関連しない目的で利用すること。
 - (2) 法令又は公序良俗に反した利用を行うこと。
 - (3) 他の利用者又は第三者の著作権、人権及びプライバシーを侵害する恐れのある利用を行うこと。
 - (4) 情報の改ざん、き損及び滅失並びに虚偽の情報提供を行うこと。
 - (5) 通信を阻害する行為及び県庁WANに損害又は不利益を及ぼす利用を行うこと。
 - (6) 職務上知り得た秘密を漏洩すること。
- 2 運用管理者が前項に該当する利用が行われていると認める場合は当該利用者の県庁WAN

の利用を停止することができる。

(ユーザID及びパスワード等の管理)

第17条 利用者は、自己の保有する認証カード、ユーザID・グループウェアユーザID・その他システムのID（以下「ID」という。）及びそれらのパスワードに関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者の認証カード及びID等は使わないこと。
- (2) パスワードは十分な長さとし、文字列はアルファベット、数字、記号を混在させるなど容易に推定できないものとする。
- (3) パスワードは定期的に変更し、古いパスワードの再利用はしないこと。
- (4) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
- (5) パスワードの盗用や漏えいがあった場合は、直ちに運用管理者及び利用責任者に連絡すると。
- (6) 認証カードを紛失又はき損（券面に記録された情報が読取異常になった場合を含む。）したときは、直ちに運用管理者に連絡し指示に従うこと。
- (7) その他認証カード、ID及びパスワードの適正な管理を行うこと。

2 認証カードの発行に関しては別に定める。

(事故等の報告)

第18条 利用者は、情報資産の流出、漏えい、改ざん、情報システムの障害及び誤動作等の事故（以下「事故等」という。）を発見した場合には、直ちに利用責任者に報告し、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。

2 利用責任者は、事故等の報告を受けた場合は、直ちに当該事故等の内容を運用管理者に報告しなければならない。

(外部委託に関する管理)

第19条 県庁WANにおける情報システムの開発・保守運用を民間事業者等に委託しようとする運用管理者及び利用責任者（以下「委託者」という。）は、指針を踏まえ委託事業者が遵守すべき事項を明記した契約を締結しなければならない。

- 2 委託者は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を委託事業者に委託しようとするときは、委託事業者との契約書に、個人情報取扱特記事項（「個人情報を取り扱う事務の委託に伴う措置について（平成9年11月2日1付け文第294号知事公室長通知）」）を規定しなければならない。
- 3 委託者は、委託事業者との契約書には、この要綱等が遵守されなかったことにより損害が発生した場合の賠償等の規定を定めなければならない。
- 4 委託者は、委託事業者とのデータの受け渡しに係る内容、日付等を記録しなければならない。
- 5 委託者は、委託事業者の責任者や業務に従事する者の名簿を作成しなければならない。
- 6 委託者は、身分証明書の提示を委託事業者に求めるなどにより、契約で定められた資格を有する者が作業に従事しているか確認を行わなければならない。

第4章 技術的セキュリティ対策

(アクセス記録の取得等)

- 第20条 運用管理者は、各種アクセス記録及び情報セキュリティ対策に必要な記録をすべて取得し、1年以上の期間を定めて、保存しなければならない。
- 2 前項に掲げる以外の情報については、その重要度に応じて期間を設定し、バックアップを作成しなければならない。
 - 3 運用管理者は、定期的にアクセス記録等を分析、監視しなければならない。
 - 4 運用管理者は、アクセス記録等が窃取、改ざん、消去されないように必要な措置を講じなければならない。

(情報システムにおけるアクセス制御)

- 第21条 利用責任者は、県庁WAN上で情報通信機器を設置する場合、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) アクセス権限の許可は必要最小限にすること。
 - (2) 不正アクセスを防止するため、ユーザ認証、ファイアウォール（組織内の情報通信機器や端末に外部からの侵入を防ぐ目的で設置してあるセキュリティシステム）の設置等の適切なネットワーク経路制御を講ずること。
 - (3) アクセス方法等は利用者の真正性が確保できるものにする。
 - (4) 接続した情報通信機器についてセキュリティに問題が認められ、情報システムの情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、速やかに当該情報通信機器を内部ネットワークとの接続から物理的に遮断すること。
 - (5) その他運用管理者の指示に従うこと。

(外部ネットワークとの接続)

- 第22条 県庁WANと県庁WAN以外のネットワーク（以下「外部ネットワーク」という。）との接続は原則として禁止する。
- 2 運用管理者は、外部ネットワークとの接続が業務上必要であり、かつ県庁WANの安全かつ安定的な運用に支障が生じないと認められる場合には、当該外部ネットワークとの接続を認めるものとする。
 - 3 外部ネットワークとの接続については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や利用者の認証、論理的なネットワークの分割等、適切なネットワーク経路制御を講ずること。
 - (2) 外部から県庁WANにアクセスする場合は、ユーザ認証、ファイアウォールの設置等のネットワーク上の制御を講ずること。
 - (3) 外部ネットワークとの接続により、県庁WANの運用に支障が生じる恐れが想定される場合には、運用管理者は速やかに県庁WANと当該外部ネットワークとの接続を物理的に遮断すること。

(業務システムの構築及び利用)

第23条 利用責任者は、行政サービスの向上と業務の効率化のため、県庁WANを基盤とした業務システム（第12条第3項で規定するシステムを除く。以下「業務システム」という。）を構築し、利用することができる。

- 2 利用責任者は、新たに業務システムを構築又は変更しようとする場合は、県庁WAN利用業務システム（開発・変更）協議書（様式第7号）により運用管理者に協議しなければならない。
- 3 運用管理者は、前項の協議があった場合は、その内容を審査し、結果を利用責任者に通知しなければならない。
- 4 運用管理者は、業務システムの端末数・利用者数等の規模、機密性の程度、脅威の状況等を勘案し、業務システムに対し県庁WANにおける論理的なネットワークの使用を許可することができる。
- 5 利用責任者は、業務システムの運用に関して次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 県庁WANの利用の効率的な利用を図ること。
 - (2) 県庁WANの利用の安定性、信頼性を阻害しないこと。
 - (3) 県庁WANの利用に関して必要な情報セキュリティ対策を行うこと。
 - (4) 県庁WANの利用に関して運用管理者の指示に従うこと。
- 6 運用管理者は、当該業務システムが県庁WANの適正な運用を阻害することが認められる場合は、県庁WANの利用を禁止することができる。
- 7 業務システムの県庁WANへの接続は利用責任者の負担で行わなければならない。

(インターネットの利用)

第24条 運用管理者は、インターネットの適切な運用を図るため、業務上関係がない内容を含んだホームページへのアクセス制限、通信手順の制限及び通信記録、利用状況等に関する調査を行うことができる。

- 2 利用者は、国、他の自治体等からのデータのダウンロード及びウイルス対策ソフトに係るパターンファイルのダウンロード等の必要なものを除き、インターネットからのデータのダウンロードを行ってはならない。

(ソフトウェアの保守及び更新)

第25条 利用責任者は、独自開発ソフトウェア及び基本ソフト等を更新し又は修正プログラムを導入する場合は、不具合及び他のシステムとの適合性の確認を行い、計画的に更新し又は導入しなければならない。

- 2 利用責任者は、情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に関して常にメーカーや運用管理者から提供される情報に注意し、発見した場合は、修正プログラムの導入等速やかな対応を行わなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第26条 利用者は、コンピュータウイルスによる被害を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 差出人が不明な電子メールや不審なファイルが添付された電子メールを受信した場合は開封せず、直ちに削除すること。
 - (2) 添付ファイルのあるメールを送信する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
 - (3) 外部から入手したデータは、必ずウイルスチェックを行うこと。
 - (4) 万一のコンピュータウイルス被害に備えるため、データのバックアップを作成すること。
 - (5) 運用管理者が提供するウイルスチェック用のパターンファイルは常に最新のファイルに更新すること。
 - (6) 運用管理者が提供するコンピュータウイルス情報を常に確認すること。
- 2 利用責任者は、利用者がコンピュータウイルスを発見した場合、又は、ウイルスにより障害が生じたと認められる場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。また、その障害の状況については、ウイルス障害報告書（様式第8号）により運用管理者に報告しなければならない。

（不正アクセス対策）

第27条 利用責任者は、不正アクセスを防止するため、その所管する情報システムにおいて、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) 使用終了又は使用される予定のないポート（ネットワーク上のサーバがサービスを区別するために使っている番号）を長時間空けた状態のままにしないこと。
 - (2) 情報通信機器及び端末上の不要なIDは速やかに削除すること。
 - (3) ソフトウェアの不備に伴うセキュリティホールに対しては、速やかに修正プログラムを適用すること。
 - (4) 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、ウェブページ改ざんを検出し、運用管理者へ通報する設定を講ずること。
 - (5) 重要な県庁WANの設定に係るファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査すること。
 - (6) 不正アクセスを受けるおそれが認められる場合には、情報システムの停止を含む必要な措置を講ずること。
 - (7) 警察及び関係機関との緊密な連携に努めること。
 - (8) 利用者に対して、システムの適正利用を周知徹底すること。
 - (9) その他所管システムに関する不正アクセスの防止に努めること。
- 2 利用責任者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに運用管理者及び関係機関への連絡・情報システムの復旧等必要な措置を講じるとともに、運用管理者の指示に従わなければならない。

（セキュリティ情報の収集）

第28条 運用管理者は、情報セキュリティに関する情報を積極的に収集し、利用責任者及び利用者に速やかに周知し、必要な措置を講じなければならない。

第5章 運用面の対策

(要綱等の遵守状況の確認)

- 第29条 利用者は、要綱等に違反した場合及び違反の発生を確認した場合は、直ちに利用責任者に報告を行わなければならない。
- 2 利用責任者は、要綱等の遵守状況及び情報資産の管理状況について常に確認を行い、支障を認めた場合には速やかに運用管理者に報告しなければならない。
 - 3 運用管理者は、情報システムにおける要綱等の遵守状況及び情報資産の管理状況について定期的に確認を行い、支障を認めた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。
 - 4 運用管理者は、要綱等の遵守状況を適宜点検し、その実効性が保たれるよう、マニュアルの作成・利用者への周知徹底・要綱の改正等の必要な措置を講じなければならない。

(緊急時対応計画)

- 第30条 運用管理者は、情報資産への侵害が発生した場合に備えて、あらかじめ関係機関との連絡体制や復旧対策等を定めた緊急時対応計画を策定しなければならない。
- 2 運用管理者は、情報セキュリティを取り巻く状況の変化や組織体制の変動等に応じ、緊急時対応計画の規定を見直さなければならない。
 - 3 緊急時対応計画については別に定める。

(雑則)

第31条

この要綱に定めるもののほか、県庁WANの運用に必要な事項は、運用管理者が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 共通パソコン管理運用要綱及び兵庫県グループウェア運用要綱は廃止する。

附 則

- 1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成20年3月10日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要綱の施行の日において、Microsoft Windows XP Professional が導入されていない共通パソコンについては、同ソフトが導入されるまでの間、なお改正前の第9条第1項第5号及び第10条第1号の規定による。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年6月10日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年5月1日から施行する。

兵庫県情報セキュリティ対策指針

第1章 情報セキュリティ対策基本方針

(目的)

第1条 この指針は、兵庫県（以下「県」という。）の情報資産を適切に保持するため、情報システムの信頼性及び安全性の確保に必要な情報セキュリティ対策の基本方針と具体的な対策を講ずるに当たっての基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この指針の用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 情報資産 情報システムの開発、運用、利用等に係るすべての電磁的に記録されたデータをいう。
- (2) 情報セキュリティ対策 情報資産の完全性、可用性、機密性を保持し、適正な利用を確保することをいう。
- (3) 情報システム コンピュータ、通信機器、通信回線及び記録媒体で構成され、業務に関する情報処理を行う仕組みをいう。
- (4) ネットワーク 複数のコンピュータを通信回線により、互いに資源を共有することができるように結合させた仕組みをいう。
- (5) サーバ 情報システムを構成する機器のうち、特定のサービスを提供するコンピュータをいう。
- (6) ID 情報システムの利用者を識別するための記号をいう。
- (7) IDカード 情報システムの利用者を識別するための磁気又はICカードをいう。
- (8) パスワード 情報システムの利用者であることを確認するために使用される記号をいう。
- (9) 不正アクセス 情報システムを利用する権限のない者が不正な手段でこれを利用することをいう。
- (10) バックアップ データの滅失、き損に備えた複製をいう。
- (11) コンピュータウイルス 情報システムの正常な動作を意図的に妨げるプログラムをいう。
- (12) 外部サービス 一般の事業者等の県以外の組織が情報システムの一部又は全部の機能を提供するクラウドサービス、ホスティングサービス、ハウジングサービス、ソーシャルメディアサービス等のサービスをいう。

(対象範囲)

第3条 この指針は、県の各機関が構築・運用するすべての情報システムを対象とする。

2 前項の機関の範囲は、知事、議会、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、労働委員会、収用委員会、海区漁業調整委員会、内水面漁場管理委員会並びに公営企業及び病院事業の管理者とする。

- 3 この指針は、前項の機関のすべての職員（臨時職員、再任用職員、非常勤職員等を含む。）及び前項の機関から情報システムの開発・運用を委託された外部委託事業者等（以下「利用者」という。）に適用する。

（情報資産の分類）

第4条 情報セキュリティ対策は、情報資産をその内容に応じて分類し、その重要度に応じて行うものとする。

（情報資産への脅威）

第5条 情報セキュリティ対策は、兵庫県が保有する情報資産を次の各号に掲げる脅威からの確かつ効率的に保護することを目的とする。

- (1) 情報システムへの不正アクセス、不正操作、利用者による意図しない操作、コンピュータウィルスの頒布、過剰な負荷をかける行為等によるデータやプログラムの持出・盗聴・改ざん・消去、機器及び媒体の盗難、情報システムの中断及び停止等。
- (2) 利用者による記録媒体の持出、規定外の端末接続等によるデータやプログラムの漏洩、流出等。
- (3) 地震、落雷、火災等の災害並びに事故、故障等による情報システムの損傷、中断及び停止。

（情報セキュリティ対策）

第6条 前条で示した脅威から情報資産を保護するために、次の各号に掲げる対策を講ずるものとする。

(1) 物理的セキュリティ対策

情報システムを構成する機器及びこれらの機器・設備を設置する施設の入退室管理等情報システムの設置に伴う安全性を確保するために必要な対策を講ずる。

(2) 人的セキュリティ対策

情報システムの利用者の責務を明らかにするとともに情報セキュリティ対策に関する研修や啓発を行うなど情報システムの適正な利用を確保するために必要な対策を講ずる。

(3) 技術的セキュリティ対策

情報システムへの不正アクセスの防止、コンピュータウィルス対策、情報システムにおけるアクセス制御等の情報システムの開発及び運用における技術的信頼性を確保するために必要な対策を講ずる。

(4) 運用面の対策

情報システムの監視、指針の遵守状況の確認、緊急事態に対応した危機管理等により情報システムの運用面における信頼性を確保し、この指針を効果的に運用するために必要な対策を講ずる。

（情報システム全体の強靱性の向上）

第7条 情報セキュリティの強化のため、情報システム全体に対し次の各号に掲げる

対策を講じるものとする。

- (1) 住民情報の流出を防ぐため、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年号外法律第27号）第2条第5項に規定する個人を特定する番号）を利用する業務システムにおいては、国等の公的機関が構築したシステム等、十分に安全性が確保された外部接続先を除き、原則として、他の領域との通信を遮断する対策を講じるものとする。
- (2) LGWAN（高度なセキュリティを確保した上で各地方公共団体の内部システムを相互接続する行政専用のネットワーク）に接続された業務システムにおいては、インターネットに接続された業務システムとの通信経路を遮断し、両システム間で通信する場合には、インターネットメール本文のテキスト化、端末への画面転送等の無害化処理を実施するものとする。
- (3) インターネットに接続された業務システムにおいては、県及び県内市町のインターネットとの通信を集約した兵庫県情報セキュリティクラウドを活用した高度な情報セキュリティ対策を行うものとする。
- (4) 業務の効率性・利便性向上のため、主たる職員端末、業務システム、重要な情報資産等をインターネットに接続して利用する場合は、事前に外部による確認を実施し、必要な情報セキュリティ対策を講じた上で、利用中も定期的に外部監査を実施するものとする。

（情報セキュリティ対策統括者）

第8条 この指針に基づき、全庁的な情報セキュリティ対策を統括する責任者として、情報セキュリティ対策統括者（以下「統括者」という。）を置く。

- 2 統括者には企画部デジタル改革課システム企画官をもって充てる。
- 3 統括者は、情報資産の流出、漏えい、改ざん並びに情報システムの障害、誤動作等の事故（以下「事故等」という。）に対処するための体制を整備し、役割を明確化するものとする。
- 4 前項に掲げる体制に関し必要な事項については別に定める。

（情報セキュリティ対策委員会）

第9条 県における情報セキュリティ対策を円滑に推進するため、情報セキュリティ対策委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会の委員長は統括者をもって充てる。
- 3 委員会は、情報セキュリティ対策の推進方策や指針の見直し等について協議、調整を行う。
- 4 その他委員会の運営に関し必要な事項については別に定める。

（運用管理者の責務）

第10条 この指針に基づき、情報システムの適正な運用を図るために、各情報システムに情報セキュリティ対策の運用管理者（以下「運用管理者」という。）を置く。

- 2 運用管理者には、当該情報システムの業務主管課室長をもって充てる。ただし、当該情報システムにおいて他の業務管理者が定められている場合はこの限りではない。

- 3 運用管理者は、当該情報システムの適正な運用を図るために必要な情報セキュリティ対策の実施手順（システム運用管理要綱）を策定しなければならない。
- 4 運用管理者は、この指針及び実施手順の遵守状況を点検チェックシートにより適宜点検し、これらの実効性が保たれるよう必要な措置を講じなければならない。

（利用責任者の責務）

第11条 情報システムの適正な利用を確保するため、各所属に情報システムの利用責任者（以下「利用責任者」という。）を置く。

- 2 利用責任者には次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 本庁においては課室長とする。
 - (2) 地方機関においては地方機関の長、教育機関の長、県立学校の校長とする。ただし、県民局及び県民センターにあつては室等の長及び事務所の長等とする。
- 3 利用責任者は、各所属においてこの指針及び運用管理者が定める実施手順が遵守されるよう必要な措置を講じなければならない。

（利用者の責務）

第12条 利用者は、この指針及び実施手順を遵守し、情報システムを適正に利用しなければならない。

（評価及び見直し）

- 第13条 運用管理者は、この指針を踏まえた情報セキュリティ対策の遵守状況について定期的に監査し、その結果を統括者に報告しなければならない。
- 2 統括者は、委員会での協議を踏まえ、必要に応じて指針の見直しを行わなければならない。

第2章 情報セキュリティ対策基準

第1節 物理的セキュリティ対策

（機器の設置）

第14条 運用管理者は、情報システムの機器の設置について、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 火災、水害、ほこり、振動、温度、湿度等の影響を可能な限り排除した場所に設置し、容易に取り外せないよう固定する等の措置を講ずること。
- (2) 情報システムを設置する事務室への不正な侵入や盗難を防止するため施錠の徹底等必要な措置を講ずること。
- (3) 利用者以外の者が容易に操作できないように、利用者のID及びパスワードの設定等の措置を講ずること。
- (4) ディスプレイ装置、配線等から放射される電磁波による情報の外部への漏えいを防止する措置を講ずること。

- (5) 当該機器を適切に停止するまでの間に十分な電力を供給する容量の予備電源を備えつけること。
- (6) 落雷等による過電流に対して機器を保護するために必要な措置を講ずること。
- (7) 機器の配線に当たっては、損傷等を受けることがないように必要な措置を講ずること。

(情報システム室の設置管理)

第15条 運用管理者は、重要な情報システムの設置、運用及び管理を行うための施設(以下「情報システム室」という。)を設置する場合は、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。

- (1) 情報システム室には、耐震対策、防火対策、防犯対策等の措置を講ずること。
 - (2) 情報システム室の入退室はあらかじめ許可した者のみとし、ビデオカメラによる監視装置、カード、指紋認証等による入退室管理又は入退室管理簿の記載を行うこと。
 - (3) 情報システム室へ機器等を搬入する場合は、あらかじめ当該機器等の既存情報システムに対する安全性について確認を行うこと。
 - (4) 情報システム室内の機器の配置は、緊急時に利用者が円滑に避難できるように配慮すること。
- 2 情報システム室に入室する者は、身分証明書等を携帯し、運用管理者の指定する担当職員の求めに従い提示しなければならない。
 - 3 情報システム室に機器等を設置しようとする者は、当該情報システム室を設置する運用管理者の指示に従わなければならない。
 - 4 運用管理者は、民間事業者等他の機関が管理する施設に情報システムを設置して運用を委託するときは、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 当該施設が第1項に規定する対策が講じられていることを確認すること。
 - (2) 当該施設におけるセキュリティ対策の実施状況について定期的に監査すること。
 - (3) その他、この指針で定める対策基準に基づき適正な外部委託の管理を行うこと。

第2節 人的セキュリティ対策

(情報資産の管理)

第16条 情報資産の管理に当たって、利用者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) データのき損、滅失等に備えるため、保管するデータのバックアップを定期的を作成すること。
- (2) 重要な情報資産はパスワードを施すなど適切な管理を行うこと。
- (3) 退庁時及び長時間離席する場合は、使用する端末等の電源を切ること。
- (4) 運用管理者の許可を得ず、情報システムで処理するデータ及びその複製を定められた場所から移動させないこと。
- (5) その他、自己の管理する情報が他に流出しないよう保護すること。

(記録媒体の管理等)

第17条 情報資産をハードディスク、USBメモリ等の記録媒体で管理する場合は、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 取り出し可能な記録媒体を、盗難や損傷の防止のために適切な管理を行うこと。
また、個人情報等が記録された機密情報を含む当該記録媒体を定められた場所から持ち出す場合は、運用管理者または利用責任者の許可を得ることとし、データの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用、追跡可能な移送手段の利用等の措置を講じなければならない。
 - (2) 記録媒体は、防犯、耐火、耐熱、耐水及び耐湿対策等を講じた施錠可能な場所に保管し、管理簿を設けるなど適切な管理を行うこと。
 - (3) 記録媒体が不要となった場合は、当該媒体に含まれる情報は、記録媒体の初期化など情報を復元できないように消去を行ったうえで廃棄すること。
- 2 運用管理者は、記録媒体、機器等の廃棄、返却等を行う場合、記録媒体、機器内部の記憶装置等から、全ての情報を消去の上、復元不可能な状態にする措置を講じなければならない。

(利用禁止行為)

第18条 利用者は、情報システムの利用について次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 業務に関連しない目的で情報システムを利用すること。
 - (2) 法令又は公序良俗に反した利用を行うこと。
 - (3) 他の利用者又は第三者の著作権、人権及びプライバシーを侵害するおそれのある利用を行うこと。
 - (4) 情報の改ざん、き損及び滅失並びに虚偽の情報提供を行うこと。
 - (5) 通信を阻害する行為及び情報資産に損害又は不利益を及ぼす利用を行うこと。
- 2 運用管理者は、前項に該当する利用が行われていると認める場合は、当該利用者に対して情報システムの利用を停止することができる。

(生成AIシステムの利用)

第18条の2 利用者は、生成AI（人工的な方法により学習、推論、判断等の知的機能を備え、かつ、質問その他のコンピュータに対する入力情報に応じて当該知的機能の活用により得られた文章、画像、音声等の結果を自動的に出力するよう作成されたプログラム及び当該プログラムと連携して動作するプログラムをいう。以下同じ。）を用いた情報システム（無償で提供される外部サービスを含む。以下「生成AIシステム」という。）の利用について、前条第1項の規定のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 運用管理者が利用者を定める生成AIシステムを除き、利用について運用管理者又は利用責任者（無償で提供される外部サービス等で運用管理者及び利用責任者の定めのない場合は、第11条第2項各号に掲げる者）の許可を得ること。
- (2) 安全性が確認されたものとして統括者が許可した生成AIシステムを除き、入力情報に非公開情報（個人情報その他の情報公開条例（平成12年兵庫県条例第6号）第

- 6条に規定する非公開情報をいう。以下同じ。)を含めないこと。
(3) 生成AIから出力された結果の正確性を確認すること。

(ID及びパスワードの管理)

第19条 利用者は、自己の保有するID及びパスワードに関し、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 他の利用者のIDは使わないこと。
 - (2) パスワードは十分な長さとし、文字列はアルファベット、数字及び記号を混在させるなど容易に推定できないものとする。
 - (3) パスワードは定期的に変更し、古いパスワードの再利用はしないこと。
 - (4) パスワードを秘密にし、パスワードの照会等には一切応じないこと。
 - (5) パスワードの盗用や漏えいがあった場合は、直ちに利用責任者に連絡すること。
 - (6) その他、ID及びパスワードの適正な管理を行うこと。
- 2 利用者はIDカードの利用について、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) IDカードを利用者間で共有しないこと。
 - (2) IDカードを、カードの読み取り装置又は端末に常時挿入しないこと。
 - (3) IDカードを紛失した場合には、速やかに利用責任者に通報し、指示を仰ぐこと。

(教育・訓練)

第20条 統括者は、すべての職員がこの指針について理解を深め、遵守を徹底するよう、情報セキュリティ対策に関する研修の実施や普及啓発を行わなければならない。

- 2 運用管理者は、情報システムに不測の事態が発生した場合に備えた訓練を計画的に行わなければならない。

(事故等の報告)

第21条 利用者は、事故等を発見した場合には、直ちに利用責任者に報告し、その指示に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 利用責任者は、事故等の報告を受けた場合は、直ちに当該事故等の内容を運用管理者に報告しなければならない。

(外部委託に関する管理)

第22条 運用管理者は、情報システムの開発・保守運用を民間事業者等に委託する場合は、この指針を踏まえ当該外部委託事業者が遵守すべき事項を明記した契約を締結しなければならない。

- 2 運用管理者は、個人情報取扱事務その他の個人情報を取り扱う事務を外部委託事業者に委託しようとするときは、当該外部委託事業者との契約書に、個人情報取扱特記事項(「個人情報を取り扱う事務の委託に伴う措置について(平成9年11月21日付文第294号知事公室長通知)」)を規定しなければならない。
- 3 運用管理者は、外部委託事業者との契約書には、この指針及び実施手順が遵守され

- なかった場合の損害賠償等の規定を定めなければならない。
- 4 運用管理者は、外部委託事業者の選定時において、この指針に定める情報資産の安全管理措置と同等の措置が講じられているかを確認しなければならない。
 - 5 外部委託事業者は、情報システムの開発・保守運用の外部委託において再委託（三次委託以降を含む。以下「再委託等」という。）が行われる場合、再委託先（三次委託以降の委託先を含む。以下「再委託事業者等」という。）の名称、業務範囲、再委託等を行う必要性等、県が求める項目を書面で運用管理者に提出し、再委託等の許可を求めなければならない。
 - 6 運用管理者は、外部委託事業者から前項に規定する再委託等の許可を求める書面が提出された場合、その内容を確認し、再委託等に問題がないと認める場合には承認できるものとする。
 - 7 外部委託事業者は、前2項の手続きにより再委託等が承認された場合、再委託事業者等の行為について、県に対し全ての責任を負うものとする。
 - 8 外部委託事業者は、この指針で定める運用管理者の遵守事項（再委託事業者等への対応を含む）について、その実現のために協力しなければならない。
 - 9 運用管理者は、外部委託事業者からこの指針の遵守状況（再委託事業者等の遵守状況を含む）について定期的な報告を受けるなど、適切な監督を実施し、支障を認めた場合は必要な措置を講じなければならない。
 - 10 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等とのデータの受け渡しに係る内容、日付等を記録しなければならない。
 - 11 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等の責任者や業務に携わる社員の名簿を作成するとともに、その作業場所を特定しなければならない。
 - 12 運用管理者は、身分証明書の提示を外部委託事業者及び再委託事業者等に求めるなどにより、契約で定められた資格を有するものが作業に従事しているか確認を行わなければならない。
 - 13 運用管理者は、外部委託事業者及び再委託事業者等の従業員に対する教育が実施されているかを確認しなければならない。

第3節 技術的セキュリティ対策

（アクセス記録の取得等）

- 第23条 運用管理者は、各種アクセス記録及び情報セキュリティ対策に必要な記録をすべて取得し、1年以上の期間を定めて、保存しなければならない。
- 2 前項に掲げる以外の情報については、その重要度に応じて期間を設定し、バックアップを作成しなければならない。
 - 3 運用管理者は、定期的にアクセス記録等を分析、監視しなければならない。
 - 4 運用管理者は、アクセス記録等が窃取、改ざん、消去されないように必要な措置を講じなければならない。

（情報システムの入出力データ）

- 第24条 運用管理者は、当該情報システムに入力されるデータの正確性を確保するため

の対策を講じなければならない。

- 2 運用管理者は、利用者又は利用者以外の者の故意又は過失による誤ったデータの入力により情報が改ざんされるおそれがある場合、これを検出する手段を講じなければならない。また、改ざんの有無を検出し、必要な場合は情報の修復を行う手段を講じなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システムから出力されるデータが、正しく情報処理され、出力されることを確保しなければならない。

(電子署名・暗号化)

第25条 運用管理者は、機密情報及び重大な情報については、機密性を保護するために暗号化しなければならない。

- 2 暗号化に係る運用管理については別に定める。

(機器構成の変更)

第26条 運用管理者は、情報システムの機器に業務上必要でないプロトコル(通信手順)を設定してはならない。

- 2 利用者は、端末の改造及び機器の増設・交換を行ってはならない。
- 3 利用者は、運用管理者の許可なく、その使用する端末にIDの追加、共有データの設定、ソフトウェアの追加等の設定変更を行ってはならない。

(利用者の管理)

第27条 運用管理者は、情報システムの利用者の登録、変更、抹消等登録情報の管理及び異動、退職した職員等のID及びパスワードの管理等利用者を適正に管理しなければならない。

(情報システムにおけるアクセス制御)

第28条 運用管理者は、情報システムにおけるアクセス制御について次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) アクセス権限の許可は必要最小限にすること。
- (2) 不正アクセスを防止するため、ユーザ認証、論理的なネットワークの分割、ファイアウォール(組織内の情報通信機器や端末に外部からの侵入を防ぐ目的で設置してあるセキュリティシステム)の設置等の適切なネットワーク経路制御を講ずること。
- (3) アクセス方法等は利用者の真正性が確保できるものにする。
- (4) 接続した情報通信機器についてセキュリティに問題が認められ、情報システムの情報資産に脅威が生じることが想定される場合には、速やかに当該情報通信機器を内部ネットワークとの接続から物理的に遮断すること。

(外部ネットワークとの接続)

第29条 県の情報システムと県以外の機関が管理する情報システム(以下「外部ネットワーク」という。)との接続については、次の各号に掲げる事項を遵守しなければな

らない。

- (1) 不正アクセスを防止するためのファイアウォールの設置や利用者の認証、論理的なネットワークの分割等適切なネットワーク経路制御を講ずること。
- (2) 外部から情報システムにアクセスする場合は、ユーザ認証、ファイアウォールの設置等のネットワーク上の制御を講ずること。
- (3) 外部ネットワークとの接続により情報システムの運用及び情報資産の保持に支障が生じるおそれがある場合は、直ちに当該情報システムと外部ネットワークとの接続を物理的に遮断すること。

(情報システムの開発)

第30条 運用管理者は、情報システムの開発について次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 情報システムの開発、保守等に関する事故及び不正行為に係るリスク（危険性）の評価を行うこと。
- (2) プログラム、設定等のソースコードを整備すること。
- (3) セキュリティの確保に支障が生じるおそれのあるソフトウェアは使用しないこと。
- (4) 情報システムの開発及び保守に係る記録を作成するとともに、運用、管理等に必要な説明書等の書類は定められた場所へ保管すること。
- (5) 不要になった利用者ID、パスワード等は速やかに抹消すること。

(情報システムの調達)

第31条 運用管理者は、情報システムの機器及びソフトウェアの調達に伴う仕様書の作成については、情報セキュリティ対策上支障が生じるおそれのある内容を記載しないようにしなければならない。

- 2 運用管理者は、機器及びソフトウェアを調達する場合は、当該製品の安全性及び信頼性を確認しなければならない。

(ソフトウェアの保守及び更新)

第32条 運用管理者は、独自開発ソフトウェア及びOS等を更新し又は修正プログラムを導入する場合は、不具合及び他のシステムとの適合性の確認を行い、計画的に更新し又は導入しなければならない。

- 2 運用管理者は、情報セキュリティに重大な影響を及ぼす不具合に関して常に情報を収集し、発見した場合は、修正プログラムの導入等速やかな対応を行わなければならない。

(コンピュータウイルス対策)

第33条 運用管理者は、コンピュータウイルスによる情報システムの安全性を確保するため、次の各号に掲げる事項を実施しなければならない。

- (1) 外部のネットワークからデータを取り入れる際には、ファイアウォール、メールサーバ等においてウイルスチェックを行いシステムへの侵入を防止すること。

- (2) 外部のネットワークへデータを送信する際にも、前号と同様のウイルスチェックを行い、外部へのコンピュータウイルスの拡散を防止すること。
 - (3) コンピュータウイルス情報について利用者に対する注意喚起を行うこと。
 - (4) 端末においてウイルス対策用のソフトウェアを導入すること。
 - (5) ウィルスチェック用のパターンファイルは常に最新のものに保つこと。
 - (6) コンピュータウイルスに対する修正プログラムの入手に努め、サーバ及び端末に速やかに適用すること。
 - (7) コンピュータウイルスの感染のおそれの少ないソフトウェアの選定を行うこと。
- 2 利用責任者は、利用者がコンピュータウイルスを発見した場合、又はコンピュータウイルスにより障害が生じたと認められる場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。
 - 3 利用者は、コンピュータウイルスによる被害を防止するため、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 差出人が不明な電子メールや不審なファイルが添付された電子メールを受信した場合は開封せず、直ちに削除すること。
 - (2) 添付ファイルのあるメールを送信する場合は、ウイルスチェックを行うこと。
 - (3) 外部から入手したデータは、必ずウイルスチェックを行うこと。
 - (4) 万一のコンピュータウイルス被害に備えるため、データのバックアップを作成すること。
 - (5) 運用管理者が提供するウイルスチェック用のパターンファイルは常に最新のファイルに更新すること。
 - (6) 運用管理者が提供するコンピュータウイルス情報を常に確認すること。

(不正アクセス対策)

- 第34条 運用管理者は、不正アクセスを防止するため、次の各号に掲げる対策を講じなければならない。
- (1) 使用終了又は使用される予定のないポート（ネットワーク上のサーバがサービスを区別するために使っている番号）を長時間空けた状態のままにしないこと。
 - (2) 情報通信機器及び端末上の不要なIDは速やかに削除すること。
 - (3) ソフトウェアの不備に伴うセキュリティホールに対しては、速やかに修正プログラムを適用すること。
 - (4) 不正アクセスによるウェブページの改ざんを防止するために、ウェブページ改ざんを検出し、運用管理者へ通報する設定を講ずること。
 - (5) 重要な情報システムの設定に係るファイル等について、定期的に当該ファイルの改ざんの有無を検査すること。
 - (6) 不正アクセスを受けるおそれが認められる場合には、情報システムの停止を含む必要な措置を講ずること。
- 2 運用管理者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに統括者及び関係機関に連絡を行い、情報システムの復旧等必要な措置を講じなければならない。
 - 3 利用責任者は、不正アクセスを受けた場合は、直ちに運用管理者に連絡し、その指示に従わなければならない。

(セキュリティ情報の収集)

第35条 統括者は、情報セキュリティに関する情報を積極的に収集し、運用管理者や利用責任者等に速やかに周知し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 統括者は、前項の情報を定期的に取りまとめ、関係部局等に通知するとともに、この指針の改定につながる情報については委員会に報告しなければならない。

(無線LANの対策)

第36条 運用管理者は、無線LANの利用に当たり、解読が困難な暗号化及び認証技術の使用を義務づけなければならない。

- 2 運用管理者は、無線LANに対する情報の盗聴等を防ぐため、ハードウェア及びソフトウェアの迅速な更新、定期的な監査等を実施しなければならない。

(在宅勤務等の対策)

第37条 運用管理者は、在宅勤務、職場外勤務等により、外部から県内部の業務システムにアクセスするためのシステム（以下「在宅勤務等システム」という。）を構築又は利用する場合、通信途上の盗聴を防ぐために暗号化、利用経路の閉域化等の対策を講じなければならない。

- 2 運用管理者は、在宅勤務等システムの利用を認める場合、利用者の本人確認を行う機能を確保しなければならない。
- 3 運用管理者は、外部からアクセスするために利用するモバイル端末を貸与する場合、セキュリティ確保のために必要な措置を講じなければならない。
- 4 利用者は、在宅勤務等システムを利用する場合、運用管理者の許可を得なければならない。
- 5 その他在宅勤務等システムに関し必要な事項については別に定める。

(外部サービス利用の対策)

第38条 運用管理者は、外部サービスを利用しようとする場合は、利用目的及び業務範囲を明確にするとともに、取り扱う情報の内容に応じ、情報の保存場所、裁判管轄、準拠法等のリスクの対策を検討した上で、外部サービスの提供者を選定しなければならない。

- 2 運用管理者は、外部サービスにおいて非公開情報を取り扱う場合は、あらかじめ統括者の許可を得なければならない。この場合において、外部サービスの提供者が不特定多数の利用者に対して提供する画一的な約款、規約等への同意のみで利用が可能となる外部サービスでは、原則として非公開情報を取り扱ってはならない。
- 3 運用管理者は、利用する外部サービスの情報セキュリティ対策について、外部サービスの提供者との責任の分担を定め、その実施状況を定期的に確認しなければならない。
- 4 統括者は、県の各機関における外部サービスの利用状況を把握し、必要な措置を講じなければならない。
- 5 その他外部サービスの利用に関し必要な事項については別に定める。

(生成AIシステムの対策)

第38条の2 運用管理者は、生成AIシステムの導入及び運用をするに当たり、入力情報が運用管理者の許可なく生成AIの学習に用いられない環境の整備その他情報セキュリティの確保のために必要な措置を講じなければならない。

第4節 運用面の対策

(情報システムの監視)

第39条 運用管理者は、情報システムの円滑な運用を確保するため、情報システムを定期的に監視し、障害が起きた際は速やかに対応しなければならない。

- 2 運用管理者は、外部と常時接続するシステムについては、ネットワーク侵入監視装置を設置し、24時間監視を行わなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システム内部において、適正なアクセス制御を行い、運用状況について監視を行わなければならない。
- 4 運用管理者は、監視した結果を正確に記録するとともに、消去や改ざんをされないよう必要な措置を施し、安全な場所に保管しなければならない。

(指針の遵守状況の確認)

第40条 利用者は、この指針に違反した場合及び違反の発生を確認した場合は、直ちに利用責任者に報告を行わなければならない。

- 2 利用責任者は、この指針の遵守状況及び情報資産の管理状況について常に確認を行い、支障を認めた場合には速やかに運用管理者に報告しなければならない。
- 3 運用管理者は、情報システムにおけるこの指針の遵守状況及び情報資産の管理状況について定期的に確認を行い、支障を認めた場合には、迅速かつ適切に対処しなければならない。

(緊急時対応計画等)

第41条 運用管理者は、情報資産への侵害が発生した場合に備えて、あらかじめ関係機関との連絡体制や復旧対策など緊急時対応計画を策定しなければならない。

- 2 利用責任者は、情報資産への侵害発生及び侵害発生の危険性を発見した場合は、事案の内容、原因、被害の状況等を速やかに運用管理者に報告しなければならない。
- 3 運用管理者は、情報資産への侵害に起因して、住民に重大な被害が生じるおそれがある場合、又は行政の運営に重大な支障が生じる場合は、統括者に直ちに報告するとともに、関係機関に速やかに連絡しなければならない。
- 4 運用管理者は、情報システムに障害が発生し、情報資産の保持のために情報システムの停止がやむを得ないと認められる場合は、ネットワークを切断することができる。
- 5 運用管理者は、各種セキュリティに関する事案の詳細な調査を行うとともに、再発防止計画を策定しなければならない。

(法令遵守)

第42条 利用者は、情報システムの運用については、次の各号に掲げる法令を遵守し、これに従わなければならない。

- (1) 不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平成11年法律第128号)
- (2) 著作権法(昭和45年法律第48号)
- (3) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)
- (4) その他情報セキュリティ対策に関する法令

附 則

この指針は、平成15年3月4日から適用する。

附 則

この指針は、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年8月10日から適用する。

附 則

この指針は、令和3年9月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この指針は、令和4年7月20日から適用する。

附 則

この指針は、令和5年7月18日から施行する。

入札の注意事項

- 1 代表者等が入札される場合について
参加申込書の代表者名欄に記入した者以外の者が入札する場合は、入札当日に参加し、権限を行使する者を参加申込書に記入ください。
代表者等名で記入した入札書を社員等が持参して入札する場合は、持参者の本人確認を入札前に行います。
 - ① 本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
 - ② 持参していない場合、本人確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。

- 2 代理人が入札される場合について
代表者ではなく、参加申込時に届出があった代理人が入札される場合は、代理人の本人確認を入札開始前に行います。
なお、参加申込時に届出た代理人が急遽変更となる場合は、入札執行者に連絡の上、入札前までに県指定様式の委任状（押印あり）を提出してください。
 - ① 代理人の本人確認ができる顔写真付公的書類（運転免許証等）を持参してください。
 - ② 次の場合、代理人の権限確認ができないため入札書の受領ができませんので御注意ください。
 - ・代表者もしくは届出のあった者以外が入札権限を行使するとき（県が指定した様式の委任状が入札前までに提出されている場合を除く）
 - ・代理人が本人確認書類を持参していないとき

- 3 入札書について
 - (1) 入札書は、同封の「物品入札書」及び「物品入札書【再入札用】」を用意して下さい。
うち、「物品入札書」には金額を記入してください（第1回入札用）。
「物品入札書【再入札用】」は金額欄を未記入としてください（再入札用）。
※再入札日が入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。
 - (2) 入札金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記入してください。
※ 入札金額を訂正した入札書は無効となります。

- 4 見積書について
見積書は入札が不調になった場合に、希望者と協議を行う際に使用するものです。入札時に誤って見積書を提出しないようご注意願います。
※見積書提出日が入札日と異なる場合は開始前に再度本人確認を行います。

- 5 消費税及び地方消費税（相当額）について
入札書・見積書には、消費税及び地方消費税（相当額）は記入又は入力しないで下さい。
※ 消費税及び地方消費税（相当額）は契約の段階で加算します。

提出書類の注意事項

下記に示す書類を提出してください。

1 入札参加申込み（期限：令和7年3月7日（金）午後4時）

- (1) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書
- (2) 物品関係入札参加資格審査結果通知書の写し
- (3) 返信用封筒（110円切手を添付の上、宛先を明記すること）

2 仕様確認を求める書類等及び仕様書の質問について（期限：同上）

- (1) 仕様確認申込書
- (2) 仕様に適合していることを確認できる製品カタログ等
質問がある場合は、「仕様等に関する質問書」を提出願います。
提出方法は、上記1と同じです。

3 開札日時・場所：令和7年3月14日（金）午後3時

兵庫県庁第1号館1階入札室

- (1) 一般競争入札参加資格確認通知書の写し
- (2) 入札書 2通（1回目入札用、再入札用）
- (3) 出席者の本人確認書類（免許証、パスポート、マイナンバーカードその他官公庁が発行した顔写真付公的書類）

4 再入札について

第1回目の入札に付し予定価格を超過していた場合、入札者またはその代理人の全てが立ち会っている場合には、直ちに再入札に移行します。

入札日と異なる日に実施する場合には再度、出席者の本人確認を行います。

5 契約時（落札業者のみ）

- ① 契約書 2通（管理課で準備する契約書に記名・押印すること）
- ② 契約保証金（履行保証保険）

本契約と同時に、契約金額（入札書記載金額の1.1倍）の100分の10以上の額の契約保証金を落札日の翌日から契約締結日までの間（土曜日、日曜日を含む）に納入して下さい。ただし、兵庫県を被保険者とする履行保証保険に加入した場合は、落札の翌日から翌日から契約締結日までの間（土曜日、日曜日を含む）の任意の日を開始日としたその保険証書を提出して下さい。

※ この注意事項はあくまでも入札希望者の便宜を図るために作成したものですので、各入札者においては、入札公告・入札説明書・仕様書等を熟読の上、必要書類の作成及び提出をしてください。

誓約書

下記1の県発注委託契約（以下「本委託契約」という。）の締結に当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 県発注調達物件

3次元データ生成サービス サービス利用 一式

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
 - ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
 - イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員
 - ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者が前3号のほか本委託契約に係る「暴力団排除に関する特約」の各条項に違反したときには、同特約の条項に基づく契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

(法人名
代表者名 (職氏名))

電 話 () —

電子メール

誓約書

下記1の県発注委託契約の履行に伴い、再委託契約（以下「本再委託契約」という。）を締結するに当たり、暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することにならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約する。

記

1 県発注委託契約

- (1) 物件名
3次元データ生成サービス サービス利用 一式
- (2) 発注者
兵庫県
- (3) 受注者
ア 住所（所在地）
イ 氏名（名称・代表者名）

2 誓約事項

- (1) 受注者は、次のアからウまでに該当しないこと。
ア 条例第2条第1号で規定する暴力団
イ 条例第2条第3号で規定する暴力団員
ウ 条例第7条に基づき暴力団排除条例施行規則（平成23年兵庫県公安委員会規則第2号。）第2条各号で規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) この契約の履行に伴い業務の一部を第三者に行わせるために締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者を契約の受注者とししないこと。
- (3) 受注者は、暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者に業務委託料債権を譲渡しないこと。
- (4) 受注者が前3号のほか本委託契約の約定に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の発注者が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

(法 人 名
代表者名 (職氏名))

電 話 () ー

電子メール

誓約書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 物件名

3次元データ生成サービス サービス利用 一式

2 誓約事項

- (1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。
- (2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに県へ報告を行うこと。
 - ア 県から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。
 - イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。
 - ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。
- (3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者に関わらせようとする場合にあつては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額（同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。）が200万円を超えるときは、この誓約書に準ずるものとして別に県が定める誓約書を提出させ、その写しを県に提出すること。
- (4) 受託者が労働関係法令を遵守していないと認めるときは、当該受託者に対し、指導その他の労働者の適正な労働条件を確保するために必要な措置を講ずること。
- (5) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときに県が行う本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を唱えないこと。
 - ア 県に対し、上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。
 - イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

(発注者)

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

(法 人 名
代表者名 (職氏名))

電 話 () —

電子メール

別表（誓約事項(1)関係）

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

誓約書

下記1の調達の履行に伴い、再委託契約(以下「本契約」という。)に基づく業務に従事する労働者の適正な労働条件を確保するため、下記2の事項を誓約する。

記

1 物件

(1) 物件名

3次元データ生成サービス サービス利用 一式

(2) 発注者

兵庫県

(3) 受注者

ア 住所(所在地)

イ 氏名(名称・代表者名)

2 誓約事項

(1) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対し最低賃金額以上の賃金の支払を行うこと、及び別表に掲げる労働関係法令を遵守すること。

(2) 本契約に基づく業務に関わっている労働者に対する賃金の支払について次に該当するときは、速やかに発注者へ報告を行うこと。

ア 発注者から最低賃金額以上の賃金の支払を行うよう指導を受けその報告を求められたとき。

イ 労働基準監督署から最低賃金法の違反について行政指導を受けたとき。

ウ 労働基準監督署に上記イの是正の報告を行ったとき。

(3) 本契約に基づく業務の一部を他の者に行わせようとする場合及び派遣労働者を関わらせようとする場合にあっては、最低賃金額以上の賃金の支払及び労働関係法令の遵守を誓約した者を受託者とし、その契約金額(同一の者と複数の契約を締結した場合には、その合計金額。)が200万円を超えるときは、この誓約書と同じ内容を守るよう誓約書を提出させ、その写しを発注者に提出すること。

(4) 本契約に基づく業務において、次のいずれかに該当するときは、発注者が行う本契約の解除その他発注者が行う一切の措置について異議を唱えないこと。

ア 上記(2)の報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

イ 最低賃金法第4条第1項の規定に違反したとして、検察官に送致されたとき。

令和 年 月 日

発注者 様

(受注者)

住 所

(所在地)

氏 名

〔 法人名
代表者(職氏名) 〕

電 話 () —

電子メール

別表 (誓約事項(1)関係)

労働関係法令

- (1) 労働基準法(昭和 22 年法律第 49 号)
- (2) 労働組合法(昭和 24 年法律第 174 号)
- (3) 最低賃金法(昭和 34 年法律第 137 号)
- (4) 労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)
- (5) 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)
- (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和 60 年法律第 88 号)
- (7) 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成 5 年法律第 76 号)
- (8) 労働契約法(平成 19 年法律第 128 号)
- (9) 健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)
- (10) 厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)
- (11) 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)
- (12) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

様式8（第5の16関係）
（誓約書）

誓 約 書

下記1の契約（以下「本契約」という。）に係る契約保証金の免除について、下記2の事項を誓約する。

記

1 契約名

3次元データを活用した業務改善の実証評価業務委託

2 誓約事項

(1) 次の契約について、すべて誠実に履行したこと。

契約履行年月日	契約名	契約金額	契約の相手方

(2) 本契約についても、誠実に履行すること。

(3) 上記(1)及び(2)に違反したときには、本契約の解除、違約金の請求その他県が行う一切の措置について異議を述べないこと。

令和 年 月 日

兵庫県知事 様

所在地
名称
代表者職氏名
電話
電子メール

様式8（第5の16関係）

（誓約書）

〔留意事項〕

誓約書の2(1)には、過去2年間（注1）に国（公社・公団を含む。）、地方公共団体その他知事が指定する公共的団体（注2）とその契約と種類（注3）及び規模（注4）をほぼ同じくする（注5）契約を数回以上（注6）にわたって締結し、履行したのみを記入すること。また、その契約実績が確認できる書類（契約書（変更契約書を含む。）の写し、履行実績証明書等のいずれか）を添付すること。ただし、入札参加申込時等に提出したものと同一のものであれば添付不要とする。

（注1）「過去2年間」とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。

（注2）「その他知事が指定する公共的団体」とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

（注3）「種類」とは、次表のとおりとする。（例示）

区 分	種 類
物品関係役務の調達契約	・ 製造の請負 ・ 物件の買入れ、借入れ ・ 測量・建設コンサルタント等業務以外の役務の調達

（注4）「規模」とは、契約金額をいう。ただし、長期継続契約による場合は、契約書に月額の記事があるときは、契約金額に12を乗じて得た金額とし、月額の記事がないときは、契約総額を契約月数で除した額に12を乗じて得た金額を指すものとする。

（注5）「ほぼ同じくする」とは、契約予定金額の7割に相当する金額以上のものをいう。

（注6）「数回以上」とは、2回以上をいう。

業務実績報告書

業務担当者

兵庫県土木部技術企画課長 様

所在地

会社名

代表者名

電話番号

メールアドレス

番号	納入先	業務名	契約日	完了日	備考
1					
2					
3					
4					
5					

※ 業務実績は、国（公社・公団を含む。）、地方公共団体、その他知事が指定する公共的団体との直近の業務実績（過去2年間）を記入すること。

※ 上記のうち、1件以上は、報告の内容が確認できるもの（契約書（写）、納品書（写）等）を添付すること。

※ その他知事が指定する公共的団体とは、兵庫県住宅供給公社、兵庫県道路公社、兵庫県土地開発公社又は国若しくは兵庫県が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社をいう。

※ 過去2年間とは、契約を締結しようとする日を起算日とする。